

TOYOKAWA SHINKIN BANK

2025 豊川しんきんの現況



豊かなくらしのお手伝い
豊川信用金庫



信ちゃん

豊川稲荷の狐をイメージしたお面と
当金庫の法被を着用しています。



さつきちゃん

豊川市の花であるサツキの髪飾りと
当金庫の法被を着用しています。

Contents

- 1 | ごあいさつ
- 2 | 当金庫の基本方針
基本理念、経営理念、行動理念、CS 宣言
- 3 | 2024 年度 業績のご報告
1 年間の事業の概要、主要な経営指標についてご説明しています。
- 4~6 | 総代会制度
- 7~14 | 豊川信用金庫と地域社会および地域支援活動ならびに
中小企業の経営改善の取組状況
地域のお客さまと密接した様々な取組みをご紹介します。
また、お客さまのご意見・ご要望に対する取組み状況をご報告しています。
- 15 | 不良債権の状況
- 16~17 | コンプライアンス体制とリスク管理体制
健全な経営を維持するための取組みをご説明しています。
- 18 | マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に
関するガイドラインへの対応について
- 19~21 | 役員・組織と沿革、業務の内容
組織を図で紹介し、役員の氏名を記載しています。
- 22~24 | 預金・融資商品と手数料のご案内
各種商品・サービスと手数料についてご説明・ご紹介しています。
- 25~26 | 店舗・店舗外自動設備、営業地区のご案内
本・支店、出張所、店舗外 A T M の所在地をご紹介します。

「資料編」のご案内

財務状況等のより詳細な情報については、「資料編」をご覧ください。「資料編」は、当金庫のホームページに掲載しています。





理事長 真田光彦

ごあいさつ

会員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧とご支援を賜わり厚くお礼申し上げます。

ここに当金庫の第81期の事業概況ならびに決算状況をご報告申し上げます。

2024年度の日本経済は、日本銀行による金融政策の見直しがありましたが、引き続き緩やかな回復基調を辿りました。ただし、企業部門は好調の一方で、個人消費は賃金・雇用情勢の改善が続いているものの、物価高の影響もあり力強さを欠きました。

先行きについては、アメリカの関税政策のゆくえと世界経済への影響を注意深く見ていく必要があると思われます。

2024年度は、「かわしん3か年計画 信頼される金融機関を目指して」の初年度に当たり、地域に密着した課題解決型金融を推進し、地域社会の発展に貢献するために必要な経営基盤や、それらの土台となる地域のお客さまとの信頼関係を強固なものとするべく各種施策に取り組みました。

その結果、業容面では、預積金の期末残高は前期末比202億円減少の8,581億円、貸出金は同比94億円増加の4,170億円となりました。収益面では、預積金利息の増加などから、経常利益は1,865百万円と前期比177百万円の減益となりましたが、当期純利益は1,748百万円と前期比217百万円の増益となりました。不良債権比率は2.70%、自己資本比率は10.73%となりました。

今後の経済情勢は極めて不透明であります。引続きお客さまの課題解決を図るための各種施策と、それを実行するために必要な経営基盤の更なる整備に金庫を挙げて全力で取り組んでまいりますので、今後とも皆さまのご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 真田光彦

かわしん基本方針について

基本理念

当金庫は 1937 年 11 月地元の強いご要望にこたえ、庶民金融と相互扶助の理念に基づき発足いたしました。それ以来、一貫して信用金庫のビジョンである

- 1 中小企業の健全な発展をはかる
- 2 豊かな国民生活の実現に協力する
- 3 地域社会の発展に奉仕する

を基本理念として、協同組織による地域金融機関たる精神に徹してまいりました。これからも、地域のみなさまとの信頼関係を礎として、目まぐるしく変化する社会・金融情勢を見きわめながら、経営基盤の確立と経営体質の強化をはかり、地域金融機関としての使命を全うするよう努力を重ねてまいります。

経営理念

相互扶助の精神に基づき、「誠意」と「創意」と「熱意」で地域社会との「信頼」を築き、コミュニティ・バンクのリーダーをめざす。



行動理念

1 顧客志向

私たちは、お客さまの期待に「誠意」と「創意」でこたえ、信頼の輪を広げます。

2 地域社会への貢献

私たちは、地域を愛し地域と共に歩み、地域社会の繁栄に貢献します。

3 価値創造

私たちは、時代の変化を先取りし、収益性・安定性・公共性の高い価値を創造します。

4 職務の実践

私たちは、地域社会に貢献する信用金庫職員として誇りを持ち、知恵と勇気で職務を実践し、責任を果たします。

5 人間尊重

私たちは、人間性尊重の立場にたって、職員の豊かさと幸せを求め、活力溢れる庫風づくりを実践します。

CS宣言

- 一. 私たちは、お客さまが満足し得るサービスを提供します。
- 一. 私たちは、お客さまから信頼を得られる知識や技能を身に付けます。
- 一. 私たちは、CS ナンバーワンの信金づくりを目指します。



業績の推移について

事業の概況

2024年度は、「かわしん3か年計画 信頼される金融機関を目指して」の初年度に当たり、地域に密着した課題解決型金融を推進し、地域社会の発展に貢献するために必要な経営基盤やそれらの土台となる地域のお客さまとの信頼関係を強固なものとするべく各種施策に取り組みました。

具体的には、事業者の皆さまの資金ニーズにお応えするとともに、販路拡大や事業承継を始めとする様々な経営課題の解決に向け徹底的に支援し、また個人の皆さまの資産形成にも一層注力するなど、地域のお客さまを全面的にサポートしていくことを最優先課題と考え、①お客さま支援力・地域サポート力の深化、②営業力の強化、③業務効率の向上、④人材育成の強化、⑤経営力の強化に重点的に取り組みました。

2024年度は、業容面では、預積金の期末残高は前期末比202億円減少の8,581億円、貸出金は同比94億円増加の4,170億円となりました。収益面では、預積金利息の増加などから、経常利益は1,865百万円と前期比177百万円の増益となりましたが、当期純利益は1,748百万円と前期比217百万円の増益となりました。

不良債権比率は2.70%で、前期比0.25%ポイント上昇しました。自己資本比率は、自己資本額は増加したもののパーゼルⅢ最終化の影響によりリスクアセットが増加したため、10.73%と前期比0.78%ポイント下降しました。

2025年度は「かわしん3か年計画 信頼される金融機関を目指して」の2年目となります。引き続きお客さまの課題解決を図るための各種施策とそれを実行するために必要な経営基盤の整備に金庫を挙げて全力で取り組みます。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
残高	預 積 金 残 高	853,195	857,576	864,574	878,396	858,168
	貸 出 金 残 高	401,676	402,843	407,353	407,595	417,024
	有 価 証 券 残 高	197,660	224,052	229,199	250,356	262,156
	純 資 産 額	38,759	38,245	37,077	41,378	33,349
	総 資 産 額	955,174	953,867	916,026	927,993	900,036
利益	経 常 収 益	9,076	9,539	9,464	9,962	10,482
	経 常 利 益	840	1,550	1,717	2,042	1,865
	コ ア 業 務 純 益	1,274	1,585	1,619	1,409	1,600
	当 期 純 利 益	843	1,220	1,186	1,530	1,748
出資金	出 資 総 額	1,494	1,467	1,442	1,411	1,380
	出 資 総 口 数	2,989 千口	2,935 千口	2,885 千口	2,822 千口	2,761 千口
	会 員 数	39,995 人	39,230 人	38,516 人	37,347 人	36,582 人
	出 資 に 対 す る 配当金(出資1口当たり)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)	20 円 (年 4%)
自 己 資 本 額		35,283	36,265	37,249	38,632	40,068
単 体 自 己 資 本 比 率		10.94%	10.73%	10.90%	11.51%	10.73%
役 員 数		13 人	14 名	13 名	12 名	13 名
う ち 常 勤 役 員 数		10 人	11 名	10 名	9 名	10 名
職 員 数		527 人	547 名	543 名	537 名	529 名

総代会制度について

信用金庫は、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の平等の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会員の資格 当金庫の定款抜粋

第5条

次に掲げる者は、この金庫の会員となることができる。ただし、第1号または第2号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、第1号または第2号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。

- (1) この金庫の地区内に住所または居所を有する者
 - (2) この金庫の地区内に事業所を有する者
 - (3) この金庫の地区内において勤労に従事する者
 - (4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員
 - (5) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者（信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した者に限る。）
 - (6) この金庫の役員
- 2前項の規定にかかわらず、別表3各項の1に該当する者は、この金庫の会員となることできない。

第7条

普通出資1口の金額は金500円とし、金銭による全額一時払いとする。

第8条

会員は普通出資1口以上を有し、かつ、その普通出資額は10,000円以上でなければならない。

※ 別表3

1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2 次の各号の1に該当する者

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代会

①総代会の決議により会員の中から選考委員を選任し、選考委員の氏名を店頭掲示

選考委員

会員

②選考委員会を開催のうえ選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考

総代候補者

③理事長は、総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代会

総代

会員の総意を適正に反映するための制度
決算、取扱業務および理事・監事の選任等重要事項の決定

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は 3 年です。
- ・ 2019 年 4 月以降、新たに就任する総代の年齢は就任時点で満 75 歳未満の会員です。
- ・ 総代の定数は、100 人以上 120 人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の 3 つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準

1. 資格要件
当金庫の会員であること。
2. 適格要件
 - ① 総代として相応しい見識を有していること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域に信望が厚く、総代として相応しい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人。
 - ⑥ 人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人。
 - ⑦ 金庫の理念・使命を良く理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人。

選任区域別会員・総代数

2025.3.31 現在（単位：人）

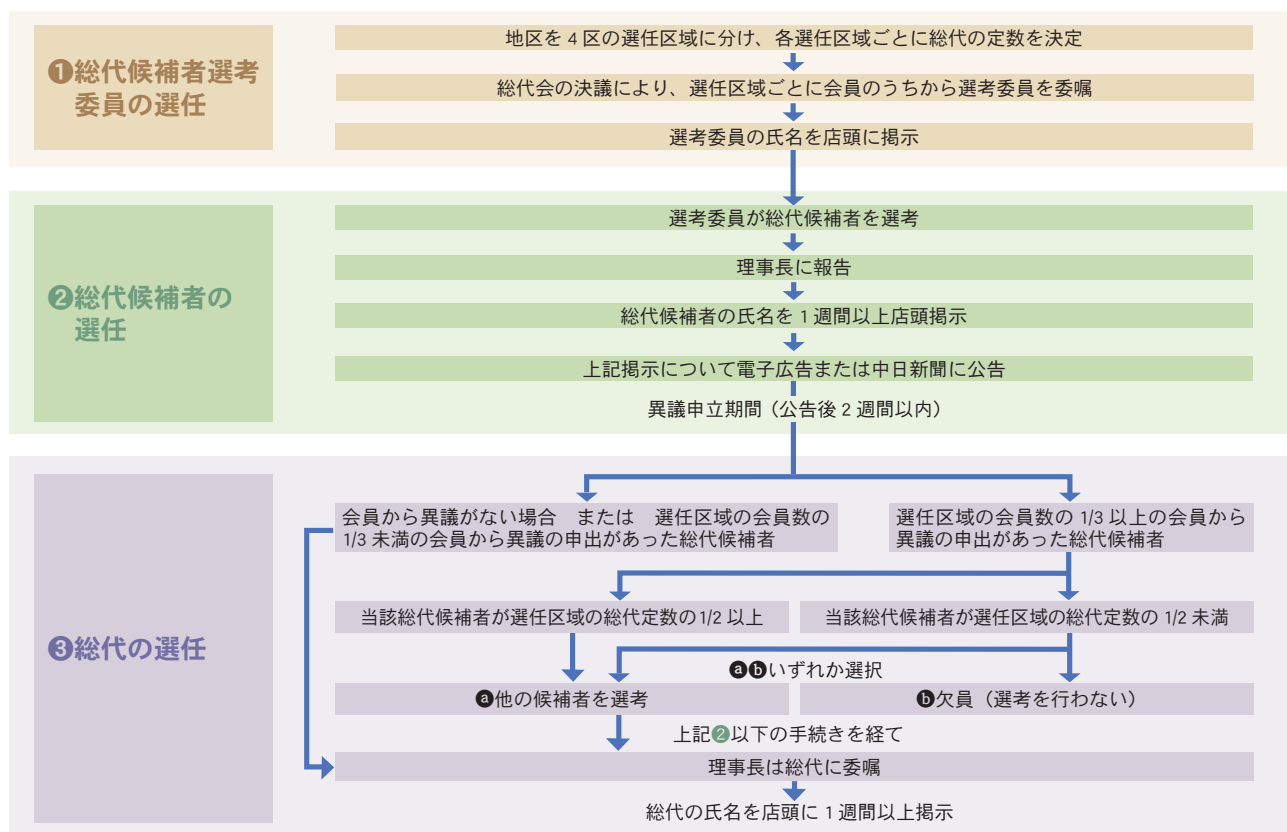
選任区域	会 員 数			総代数
	法 人	個 人	合 計	
第一区	1,121	9,585	10,706	35
第二区	792	6,391	7,183	23
第三区	1,140	7,764	8,904	30
第四区	1,721	8,068	9,789	30
合計	4,774	31,808	36,582	118

総代年齢（生年）別構成

2025.3.31 現在（単位：人）

生れ年	第一区	第二区	第三区	第四区	計
昭和 21 ～ 30 年	7	6	6	13	32
昭和 31 ～ 40 年	16	10	14	6	46
昭和 41 ～ 50 年	11	7	6	8	32
昭和 51 ～	1	0	4	3	8
合計	35	23	30	30	118

総代が選任されるまでの手続きについて（信用金庫法・定款で定める総代選任プロセス）



第81期（2024年度）通常総代会のご報告

開催日 2025年6月17日（火）
 開催場所 豊川信用金庫 研修センター4階大会議室
 出席総代数 119名（委任状39名を含む）
 報告事項 第81期2024年度（2024年4月1日から2025年度3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 上記書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第81期剰余金処分案の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案 定款の一部変更の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第3号議案 会員除名の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第4号議案 役員選任の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第5号議案 役員退任に伴う退職慰労金贈呈の件 本件は、原案のとおり承認可決されました。

総代の氏名（敬称略、各区 50 音順）

2025.06.17 現在

選任区域	人 数	総 代 氏 名（ ）内は在籍した任期の回数を表示					総代の業種別構成
第一区	35名 本店営業部、一宮支店、いなり支店、鳳来支店、豊支店、三蔵子支店、新城中央支店、東栄支店	安形 代介 (1)	安形 俊久 (1)	有馬 智也 (2)	池田 哲朗 (5)	岡本 英次 (3)	製造業……………12 建設業……………7 不動産業……………2 小売業……………3 卸売業……………1 その他サービス…2 運輸業……………2 医療・福祉…………3 生活関連サービス1 娯楽業……………1 鉱業……………1 計……………35
		小川 晴希 (3)	小野 喜明 (6)	小野田啓二 (3)	加藤 栄志 (3)	亀山 隆 (4)	
		加山順一郎 (1)	金原 利幸 (3)	久具 信夫 (2)	楠 芳高 (3)	河野 雄一 (2)	
		後藤 学 (1)	佐々木元康 (1)	鈴木 明大 (2)	鈴木 信一 (2)	関谷 健 (3)	
		田村 太一 (3)	土井 昌司 (3)	内藤 久典 (2)	夏目 雅敏 (3)	波多野晴康 (5)	
		林 秀訓 (2)	福山 憲隆 (1)	星川 和伸 (4)	榊田 純通 (3)	丸山 恭司 (4)	
		三崎 順一 (4)	峰野 晋 (2)	宮下 雄吉 (2)	森 啓実樹 (2)	山本 哲司 (3)	
第二区	25名 牛久保支店、諏訪支店、国府支店、新桜支店、御油支店、八南支店、蔵子支店	浅野 晋 (2)	井指 宏隆 (2)	石川 清美 (1)	石黒 仁史 (3)	大石 明宣 (5)	建設業……………7 製造業……………6 小売業……………2 不動産業……………1 卸売業……………2 その他サービス…2 医療・福祉…………1 娯楽業……………1 運輸業……………1 学術研究、専門、技術サービス業…1 計……………25
		大島 嗣雄 (3)	大村 幸司 (2)	岡田 司 (1)	笠原 盛泰 (6)	川口 光正 (4)	
		甲村 尚久 (2)	佐野 喜宣 (3)	清水 宏臣 (2)	杉本 大吾 (7)	高桑 利季 (1)	
		田中 己喜 (2)	寺部 重人 (2)	寺部 良洋 (3)	内藤 泰宏 (2)	夏目 喬之 (1)	
		廣田 篤 (1)	福山 将之 (2)	細井 勉 (2)	安田 守一 (2)	山脇 善典 (4)	
第三区	29名 御津支店、小坂井支店、蒲郡支店、音羽支店、蒲郡西支店、岡崎支店、本宿支店、幸田支店	安藤 隆幸 (3)	井澤 章 (3)	石黒 貴也 (3)	石原 昇 (2)	伊藤 研司 (6)	製造業……………8 建設業……………7 小売業……………2 卸売業……………3 不動産業……………1 水道業……………2 漁業……………1 医療・福祉…………1 生活関連サービス、娯楽業……………1 その他サービス…1 生活関連サービス1 学術研究、専門、技術サービス業…1 計……………29
		大町 敏之 (4)	大村 忍 (8)	岡田 庄璽 (1)	小田 佳道 (2)	及部 多高 (3)	
		河合 忠一 (4)	倉田 章寛 (2)	榊原 浩高 (1)	杉浦 一之 (3)	鈴木 俊介 (5)	
		竹本 幸久 (3)	中根 一将 (3)	中野 邦夫 (4)	丹羽 伸行 (2)	秦 孝司 (4)	
		服部 良男 (8)	林 徹司 (4)	平松 賢介 (3)	本多 寛行 (4)	牧 久 (2)	
		牧野 一政 (2)	松下 和正 (3)	山本 一隆 (2)	山本 眞 (8)		
第四区	31名 豊橋支店、豊橋西支店、弥生支店、三ノ輪支店、二川支店、牛川支店、佐藤町支店、大清水支店、田原支店、菰口支店、藤沢支店	青木 一恭 (2)	飯野 益通 (1)	石田 勝尚 (1)	石原 世光 (6)	伊藤 晴康 (1)	製造業……………8 小売業……………4 卸売業……………3 建設業……………3 個人……………1 不動産業……………1 医療・福祉…………3 飲食業……………1 教育・学習支援業1 熱供給業……………1 生活関連サービス、娯楽業……………1 その他サービス…1 学術研究、専門、技術サービス業…3 計……………31
		大久保敦之 (4)	太田 繁芳 (1)	大羽 芳樹 (4)	岡崎 伸彦 (3)	嵩 伸介 (7)	
		片桐 鉄也 (2)	可知久充子 (2)	菰田 勝久 (2)	近藤 真司 (2)	齋藤 昇 (5)	
		杉浦 孝次 (2)	杉原 康仁 (3)	鈴木 宣央 (5)	竹内 誠 (4)	竹内 義和 (2)	
		田中 宏明 (2)	谷口 真崇 (1)	永井 秀典 (5)	中山 幸宣 (2)	西島 豊 (2)	
		伴野 公彦 (1)	平野 正規 (1)	福井 章浩 (2)	藤原 照元 (3)	牧原 啓和 (3)	
		松本 浩康 (1)					

豊川信用金庫と地域社会

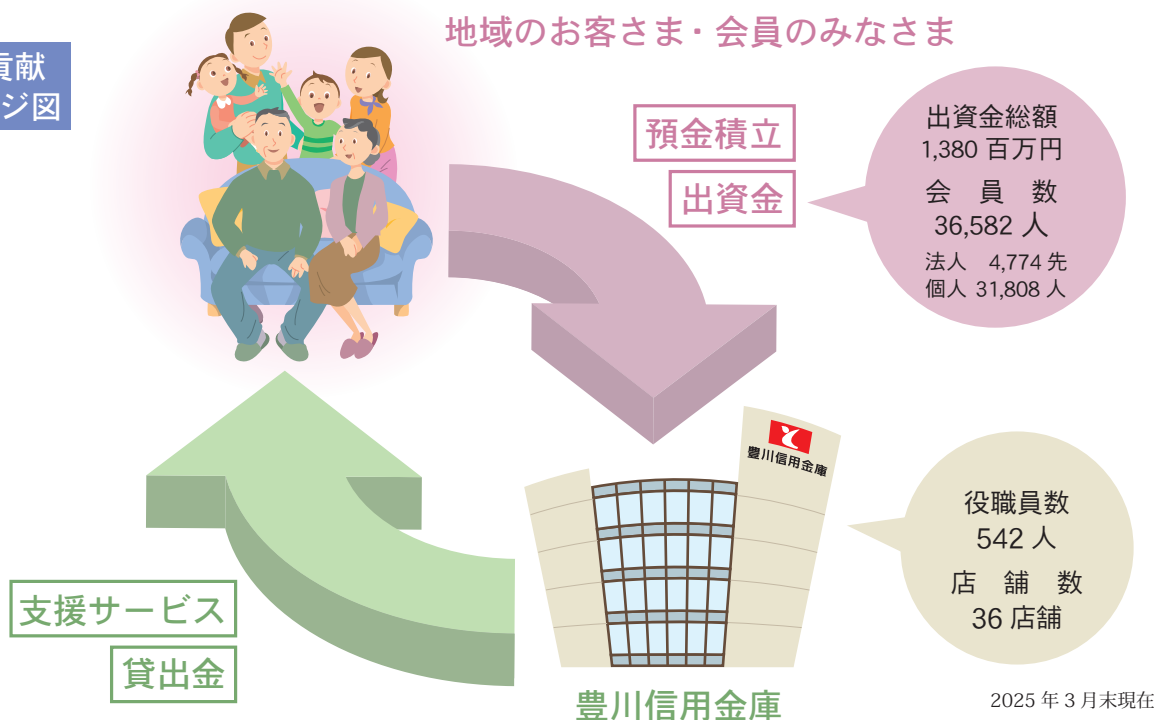
当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東三河と岡崎地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となつて、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化（環境、教育）といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

豊かな
くらしの
お手伝い

地域貢献 イメージ図



文化的・社会的貢献に関する事項

- ①文化活動の実施
 - 各営業店ロビーにて絵画等の作品展を随時開催しています。
- ②環境への取組み
 - 本部を電力を CO2 フリー電気をしています。
 - 年 2 回ごみゼロ運動に参加し店舗周辺の清掃活動を行っています。
 - 地球温暖化防止対策としてクールビズを実施しています。
- ③地域行事への参加
 - 地域のまつりや行事に参加しています。
- ④スポーツ振興への支援
 - 豊川シティマラソンに協賛しています。
 - かわしん杯（ソフトテニス大会）を開催しています。
 - 豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会を開催しています。
 - ミニバスケットボール大会「豊川信用金庫 Presents U12 PHOENIX CUP2024」を開催しています。
- ⑤地域との関わり
 - 地元中小企業の発展と販路開拓・異業種交流・地域経済の活性化支援として「第 20 回かわしんビジネス交流会」を開催しました。（2024 年 11 月 15 日）
 - かわしんキッズ・マネースクールおよび高校生金融講座を実施しています。
 - フードドライブを実施しています。（豊川市・豊橋市・新城市）

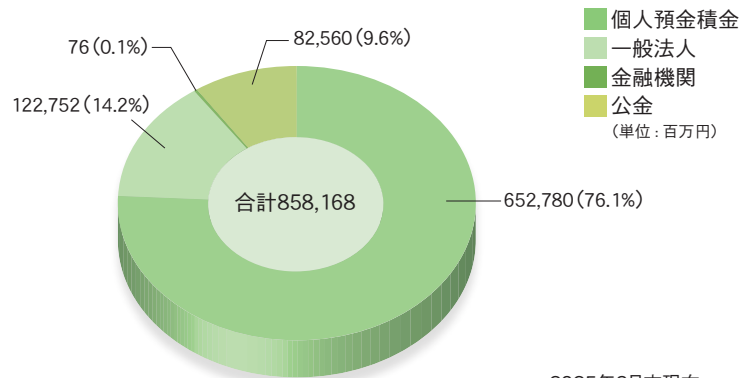
預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

2025年3月末の預金積金残高は8,581億円となりました。

これは、地域みなさまに当金庫の健全性をご理解いただいた結果であると考えています。

当金庫では、地域みなさまの豊かな暮らしと堅実な資産づくりのお手伝いをさせていただくために、お客さま第一主義に徹し、お客さまのニーズにあった商品・各種サービスのご提供をさせていただくとともに、年金相談会や休日相談プラザ等を通じて年金相談や資産運用等のご相談にお応えしています。

■預金者別預金残高



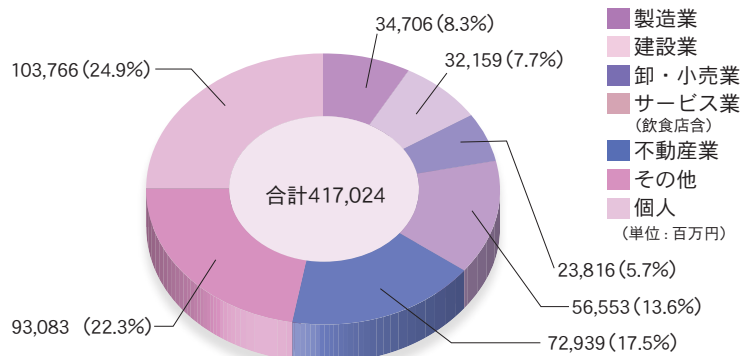
2025年3月末現在

貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

2025年3月末の貸出金残高は4,170億円となりました。

お客さまからお預入れいただいた預金積金は、貸出金として地域経済の活性化に役立つ様々な資金ニーズに応え、中小企業・個人のお客さまにご融資しています。

■貸出金業種別内訳



2025年3月末現在

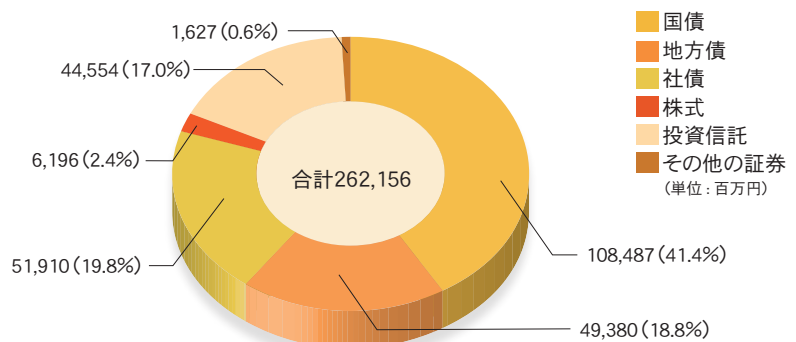
貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用は主に有価証券で行っています。

有価証券運用は、債券を中心に行い、安定収益の確保に努めています。

有価証券以外のその他の運用は、信金中央金庫の預け金を中心とした運用を行っており、安全性を心がけています。

■有価証券残高



2025年3月末現在

地域支援活動について

「地域密着型金融推進計画」について

当金庫は地域金融機関として、お客さまや地域経済の発展につながる「地域密着型金融」こそ、信用金庫の原点となる活動と認識しており、「円滑な地域金融仲介機能の発揮」を経営の重要課題と位置づけています。

2023年6月に、「2023～2024年度地域密着型金融推進計画」を策定・公表し、全役職員を挙げて取り組んでいます。ここで2024年度の取組結果をお知らせします。

2024年度の結果

①顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

企業のライフサイクル（創業・成長・経営改善・事業再生・事業承継等）に応じた、きめ細かい支援を行いました。

創業や新事業開拓に取り組もうとするお客さまに対して、事業計画の策定支援や新商品開発、販路拡大等についてのアドバイスを実施しました。スタートアップ企業とのマッチング支援も行いました。

経営改善支援活動においては、営業店と本部が一体となって支援を実施しました。

また、様々な経営課題を抱える取引先企業に対してよろず支援拠点など公的支援機関と連携して経営課題の分析と改善に向けた支援を行いました。高度な経営課題に対しては副業・兼業人材（有料人材紹介事業）の活用を行いました。

事業承継支援においては、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターを活用し、承継についてのアドバイスや承継計画の策定支援を行いました。後継者不在の企業に対して第三者承継の支援も実施しました。

②地域の面的再生への積極的な参画

2024年10月12日（土）に、東三河、静岡県遠州、長野県南信州の各地域に本店を置く8信用金庫（飯田・アルプス中央・浜松いわた・島田掛川・遠州・豊橋・蒲郡・豊川）による「第16回三遠南信（8信金）しんさんサミット」を豊橋市で開催しました。基調講演や地域解説については、「食と歴史で紐解く三遠南信」や地域の広域連携の意義や取組について行われました。テーマを「三遠南信集まれば無限大“しんさん推し食フェスタ”」として豊橋市にて三遠南信地域の魅力を発信しました。

③地域や利用者に対する積極的な情報発信

東三河地区企業の景気動向についてアンケート調査を行い、年4回「かわしんレポート『ふれあい』」を発行しました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によりLINEやInstagramを活用し、地域のお客さまや地域・金融の情報などを発信しました。

地域企業に対する経営支援の取組み

【経営改善支援の取組実績（2024年4月～2025年3月）】

		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先a	aのうち期末に 債務者区分が ランクアップした 先数b	aのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先y	aのうち 再生計画を 策定した先数d	経営改善支援 取組み率 =a/A	ランクアップ率 =b/a	再生計画策定率 =d/a
正 常 先①		2,584	0		0	0	0.0%		0.0%
要注 意先	うちその他 要注意先②	1,272	47	1	44	24	3.7%	2.1%	51.1%
	うち要管理先③	13	10	0	6	6	76.9%	0.0%	60.0%
破綻懸念先④		201	114	0	103	45	56.7%	0.0%	39.5%
実質破綻先⑤		21	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破 綻 先⑥		6	1	0	0	0	16.7%	0.0%	0.0%
小計 (②～⑥の計)		1,513	172	1	153	75	11.4%	0.6%	43.6%
合 計		4,097	172	1	153	75	4.2%	0.6%	43.6%

・創業支援・新事業支援融資は20先の233百万円です。

中小企業の経営改善の取組状況

取組方針

地域密着型金融の推進のもと、お取引先企業の経営課題の解決を支援しています。

創業・成長・経営改善・事業再生・事業承継などの「ライフサイクルに応じた取引先企業への経営支援」を強化するために、お客さま企業の個々の状況に合わせたコンサルティング活動を行っています。

また、外部専門家との連携により、複雑化する様々な経営課題解決のお手伝いをしています。

態勢整備の状況

● 支援体制について

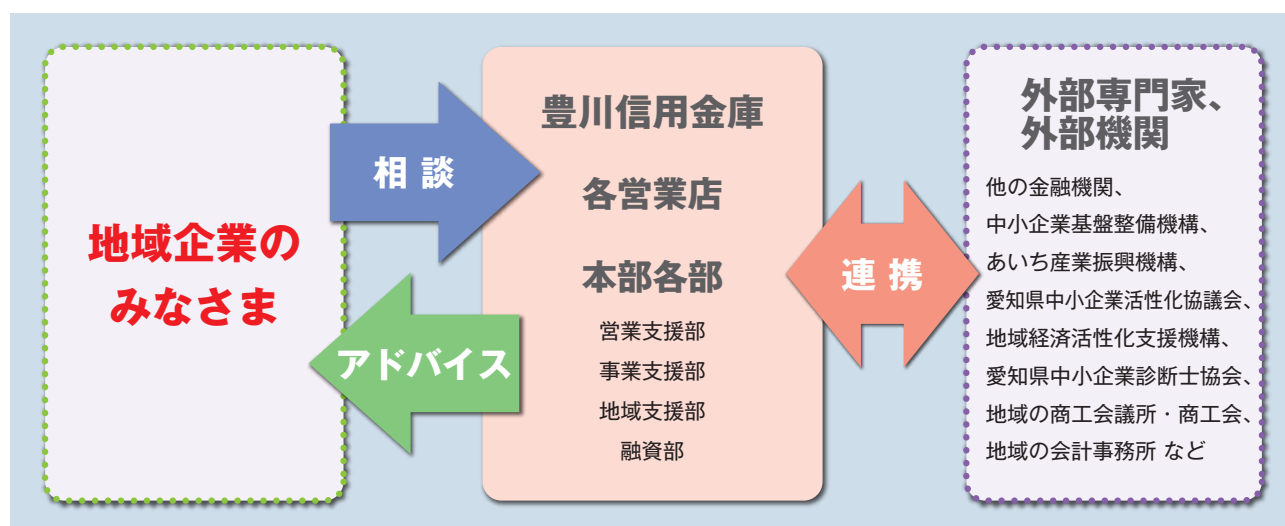
企業のライフサイクルに応じた経営支援活動を行っています。本部に事業支援専担部署を設置しています。また、経営改善支援先を選定し、営業店・本部が一体となった顧客企業の経営改善に取り組んでいます。

公的資格試験等合格者数（2025 年 3 月 31 日時点）

中小企業診断士	8 名
社会保険労務士	5 名
1 級ファイナンシャルプランニング技能士	10 名

● 外部専門家との連携

外部専門家や外部機関と連携してお客さま企業の経営改善に取り組んでいます。



経営支援の状況

● 創業の支援

- サービス業、飲食業、小売業、建設業の創業支援を実施しています。
- 豊川市・豊川商工会議所と連携してとよかわ創業塾を開催しています。

● 成長・事業再構築における支援

- 「かわしん Big Advance」による販路拡大支援を実施しています。
- 生産性向上や事業・業態転換に向けたものづくり補助金などの補助金活用支援を実施しています。
- 有料人材紹介事業にて、人材不足に対する正規雇用支援や、高度な経営課題解決に向けた副業・兼業人材の紹介を実施しています。
- 「若手経営者の会」や「とよかわニュービジネスクラブ」を通じて若手経営者や後継者の育成支援を行っています。

● 経営改善支援

- 経営改善計画の策定支援

自社分析から戦略策定、課題解決策の抽出、改善のための行動プランの策定までを行い、経営改善に役立てています。

- 外部機関との連携

企業が抱える様々な経営課題に対して、外部支援機関の専門家派遣や業務提携先の紹介を実施し、課題解決支援を行っています。

企業支援 地域貢献

ビジネスマッチング支援

●「かわしん」ビジネス交流会の開催

2024年11月15日、豊川勤労福祉会館にて、「第20回かわしんビジネス交流会」を開催しました。取引先企業75社、大手バイヤー8社に参加いただきました。224件の商談が行われました。



金融講座の開催

●「かわしんキッズ・マネースクール」

豊川市・新城市内の小学校で、「お金の使い方」「お金の大切さ」「紙幣の偽造防止技術」等を説明しました。

また、「1億円（模擬紙幣）の大きさや重さ」を体験していただく出前授業を実施しました。



●「高校生金融講座」

愛知県立新城有教館高等学校・豊川学園豊川高等学校にて、「金融リテラシー」をテーマに講師をお招きして「高校生金融講座」を実施しました。生徒たちは、経済的に自立してより良い生活を送るためのお金に関する知識やお金を借りることに対する自覚と責任を持つことの大切さ等を学びました。



29店舗で食品募り フードバンクへ寄贈

豊川市内店舗17カ店で2024年9月に、豊橋市内店舗10カ店と新城市内店舗2カ店をあわせた12店舗で2025年3月にフードドライブを開催し、NPO法人「東三河フードバンク」にお菓子やお米、レトルト食品などの食品を寄贈しました。寄贈された食品は、一人親世帯や福祉施設などへ無償で届けられました。



ミニバスケットボール大会を実施



2024年9月14日～9月16日にかけて、当金庫主催のミニバスケットボール大会「豊川信用金庫 Presents U12 PHOENIX CUP2024」が開催されました。

大会には、東三河エリアにある、男子14チーム、女子15チーム（計29チーム）がエントリーされ、432名の選手（12才以下）が出場、体育館は熱気に包まれました。



男子優勝チーム



女子優勝チーム

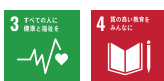
第13回理事長旗争奪剣道大会を実施



2024年12月15日、豊川市武道館において、「第13回豊川信用金庫理事長旗争奪剣道大会」を開催しました。大会は、少年の部（少年少女）26チーム、一般男子女子の部27チームの合計286名の選手が参加し、気迫のこもった剣闘を繰り広げました。



第2回かわしん杯（ソフトテニス大会）を実施



2025年3月8日～3月9日にかけて、第2回かわしん杯（ソフトテニス大会）をオーエスジードリームコート豊川にて実施しました。東三河地域の中学生男女512名の選手に参加いただき、熱戦を繰り広げました。



豊川信用金庫『SDGs宣言』

当金庫は持続可能な開発目標SDGsに賛同し、地域金融機関としての事業活動を通し、持続可能な地域社会、地域環境、地域経済、人材の育成、ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」の略称であり、世界的な貧困や飢餓、保険医療、環境など17の目標（ゴール）と169のターゲット（達成基準）から構成されています。

地域金融円滑化のための取組み

「金融円滑化対応」は、当金庫の重要課題として位置づけ、適切な対応を行っています。
詳細については当金庫のホームページ（<https://www.kawa-shin.co.jp/>）で公表しています。

金融円滑化の取組みに向けた態勢整備

- ・「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化に関する苦情・相談窓口の設置

- ・全営業店と本部に、「金融円滑化に関する苦情・相談窓口」を設置しています。
本部窓口 経営企画部法務課 0120-89-2471（フリーダイヤル）
- ・平日、ご来店等が難しいお客さまのために、休日相談窓口を設置しています。
かわしん休日相談プラザ（本店営業部）（原則土曜日・日曜日 午前10時より午後5時まで開催）
豊川市末広通3丁目34番地1

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2024年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は952件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は27.08%、保証契約を解除した件数は157件、当金庫をメイン金融機関として成立に至った保証債務整理の申し出はありませんでした。

ご意見・ご要望の取組み状況

お客さまの満足度調査

お客さまからご意見を頂戴し、お客さまに満足していただける“かわしん”をめざすため、「お客さまの満足度調査」を実施しました。

お客さまからお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望を、今後の業務活動に活かし、役職員一同これまで以上にみなさまにご満足いただける“かわしん”をめざします。

■調査方法

1. アンケート調査要領

アンケート調査をお客さまにご依頼し、店頭に設置した「アンケート箱」に投函をお願いしました。

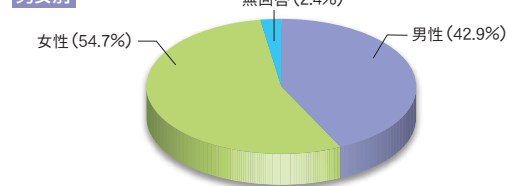
2. 調査期間 2025年2月17日から2月28日

■調査結果

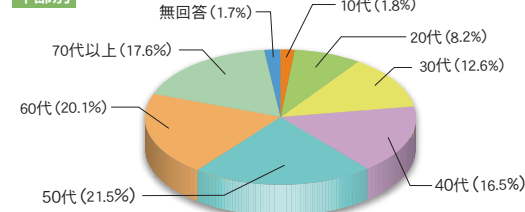
1. お客さま回答総数 880名

2. お客さまの内訳 (図1)

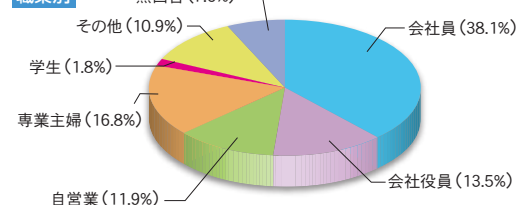
男女別 (図1)



年齢別



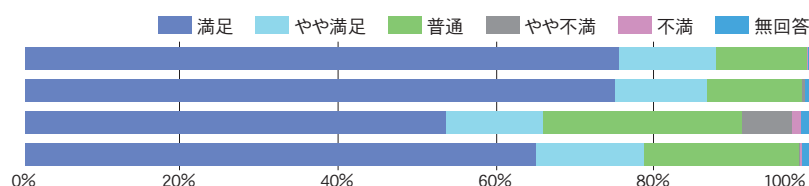
職業別



■アンケート調査回答結果

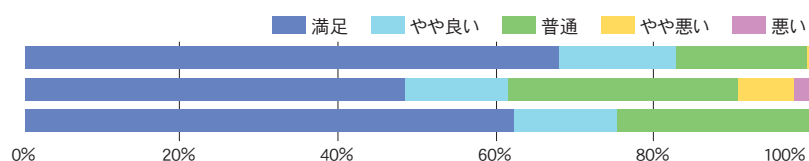
1. 職員の対応等についてお伺いします。

- ① 職員の挨拶
- ② 職員の態度・言葉づかい
- ③ 窓口での待ち時間
- ④ 相談、質問等への対応



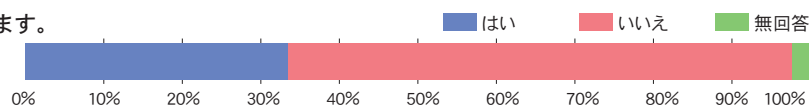
2. 店舗等についてお伺いします。

- ① 店内およびATMコーナーは清潔か
- ② 駐車場は入りやすいか
- ③ 店内のウィルス対策はどうか

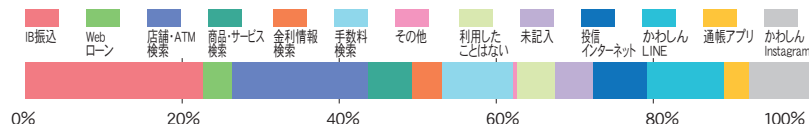


3. 当金庫のホームページについてお伺いします。

- ① ホームページをご覧になったことがありますか

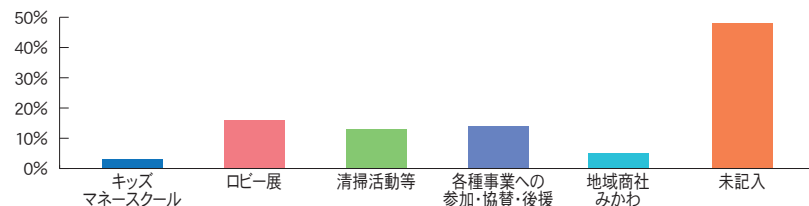


- ② 「はい」と答えた方へ
当金庫ホームページはどのような目的でご利用されていますか



4. 地域貢献活動への取り組みについてお伺いします。

- ① 知っている活動はどの活動ですか



5. ご意見、ご要望等について (抜粋)

- ・とても良い職員さんがたくさんいらっしゃいます！ (40代 女性)
- ・顔を合わせる機会を維持してほしい。 (50代 男性)
- ・いつも元気良くあいさつしてもらえて気持ち良いです、これからもよろしく。 (40代 女性)
- ・営業さんがよく相談のってくれるのが助かります。 (50代 男性)
- ・ビジネス交流会の案内ができればお願いします。 (日程等) (40代 男性)

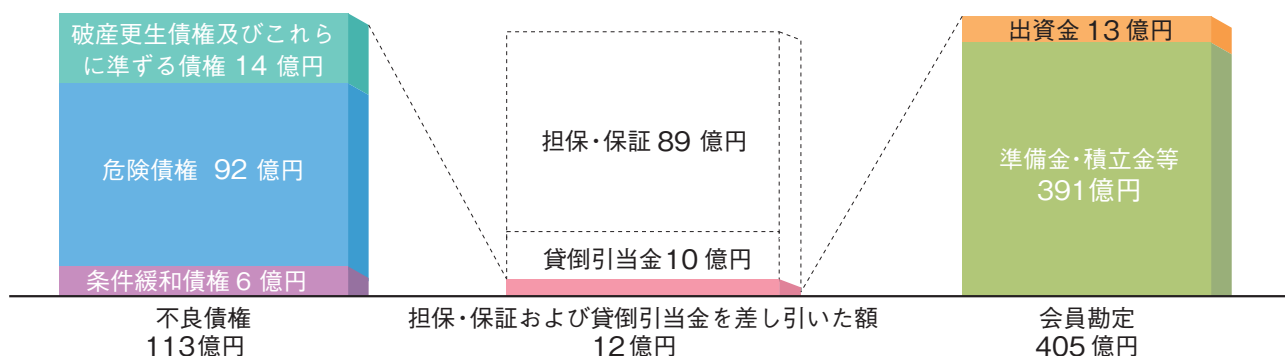
不良債権について

不良債権の処理状況

不良債権の処理については、厳格な自己査定に基づき適切かつ積極的に進め、期末時点において処理すべきものは全て処理済みであり、不良債権の処理を先送りしているものはありません。

2024年度自己査定による不良債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,460 百万円、危険債権額 9,236 百万円、貸出条件緩和債権額 612 百万円で、合計額は 11,308 百万円となりましたが、このうち、79.45%に相当する 8,984 百万円は担保および信用保証協会の保証で保全されており、貸倒引当金によるカバー分を合わせると、実質的な保全率は 88.84%となっています。

担保・保証および貸倒引当金による保全率は 88.84%



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,550	1,460
危険債権	8,118	9,236
要管理債権	350	612
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	350	612
小 計 (A)	10,018	11,308
保 全 額 (B)	9,197	10,046
個別貸倒引当金 (C)	874	1,059
一般貸倒引当金 (D)	24	2
担保・保証等 (E)	8,297	8,984
保全率 (B) / (A) (%)	91.80	88.84
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	52.27	45.68
正常債権 (F)	398,295	406,807
総与信残高 (A) + (F)	408,314	418,116

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) は、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

法令等遵守の体制

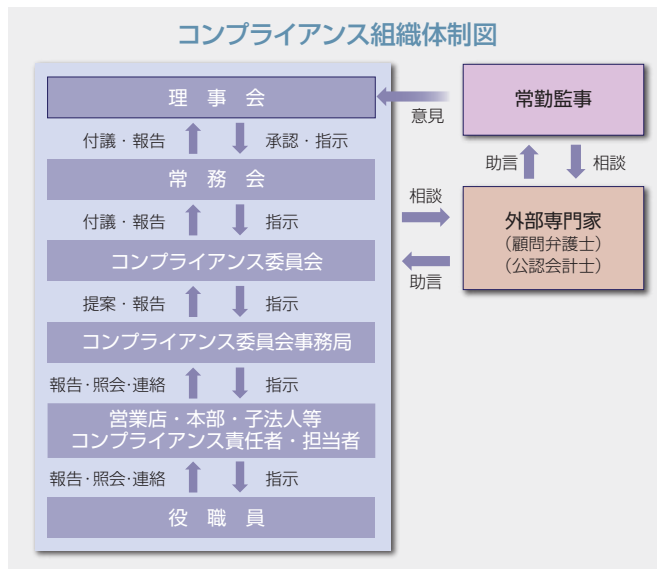
コンプライアンスの取組み

1. コンプライアンスの基本方針

法令等を遵守し、積極的に地域社会とのコミュニケーションの充実を図ることによって、地域からの信頼を確立し、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

2. コンプライアンス体制の整備

役職員一人ひとりが法令等を遵守する企業風土を醸成させるために必要な庫内体制を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各本店に「コンプライアンス責任者」を配置して、コンプライアンス活動を実施する等、コンプライアンス体制の整備・充実を図っています。



苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

金融 ADR 制度への対応

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」といいます。）を営業店または経営企画部法務課で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

【苦情等のお申し出先】

①営業店または次の担当部署

豊川信用金庫経営企画部法務課			
郵便番号	〒442-8520	Eメール	toyokawa@kawa-shin.co.jp
住 所	豊川市末広通3丁目34番地1	受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
T E L	0120-89-2471	受付媒体	電話、手紙、ファクシミリ、Eメール、面談
F A X	0533-89-1466		

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

②全国しんきん相談所

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）			
郵便番号	〒103-0028	受付日	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
住 所	東京都中央区八重洲1-3-7	受付時間	9:00～17:00
T E L	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

③愛知県弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」といいます。）

名 称	住 所	電話番号	受付日時間
愛知県弁護士会紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00
愛知県弁護士会 西三河支部紛争解決センター	〒444-0804 岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10	0564-54-9449	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※東京三弁護士会の仲裁センター等をご利用の際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部法務課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

また、愛知県弁護士会は、東京三弁護士会からの②の方法により利用することもできます。

① 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

② 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

反社会的勢力への対応

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品の販売等に関する適正な勧誘

金融商品の販売等に際して、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を遵守し、適正な勧誘に努めています。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、営業店窓口までご連絡・ご相談ください。

リスク管理体制

1. リスク管理基本方針

◆リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、経営体力に見合った適正な水準にリスク管理を行い、収益力の強化を図る。

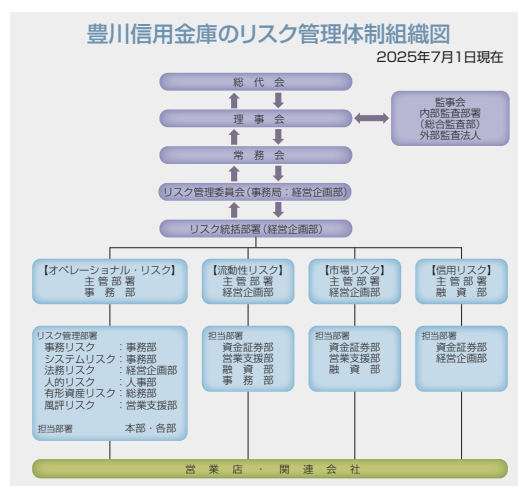
◆理事会および理事の十分な関与のもと、各種リスクを包括的に認識し、適切なリスク管理体制を構築する。

◆戦略目的を踏まえたリスク管理の方針を定めるとともに、リスク管理の方針が金庫内に周知徹底されるよう適切な方策を講じる。

また、戦略目標の変更等により、必要に応じて見直しを行う。

2. リスク管理に対する取組み

リスク管理の充実・高度化を最重要経営課題の一つと位置付け、当金庫を取り巻く環境の変化を捉え柔軟に対応するため、統合的リスク管理を実践する機関としてリスク管理委員会を設置し、以下のさまざまなリスクの状況をモニタリングし、リスク管理態勢の充実に取り組んでいます。



◎信用リスク

貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、厳格な審査体制を維持するとともに、金庫内の研修、外部研修への派遣等により、貸出審査能力の向上に努めています。

また、有価証券運用等においては、投資適格銘柄に限定した運用を行っており、信用リスクの回避に努めています。

◎市場リスク

有価証券等の運用部署と事務管理および市場リスク管理を行う部署を分けて相互牽制を図り、厳正な基準のもとで資金運用を行っています。

また、市場リスクの分析・管理を日々行っており、市場環境の急変に即応できる態勢を整えています。

◎オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクを「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」と定義し、各リスクの管理状況について定期的に報告・協議を行い、リスク顕在化の未然防止に努めています。

◎流動性リスク

予期せぬ資金の流出にも対応し得る支払準備資産を潤沢に保有しているほか、本部・全営業店による流動性危機対応訓練を行っており、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

業務継続体制

大規模地震等の大規模災害、システム障害、感染症、風評、事件、事故等、業務継続が困難となる危機の発生時に、お客さまの安全確保および被害拡大の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務を継続し、迅速に通常業務の復旧を行うための体制整備に取り組んでいます。「業務継続基本計画」を基本規定とし、同計画の下、想定されるそれぞれの危機に対応するための要領等を定め各種訓練等を実施し、非常事態に備えています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインへの対応について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の課題の一つとして位置づけ、経営企画部マネー・ローンダリング対策課を統括部署、マネー・ローンダリング対策委員会の委員長を統括責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

当金庫および関連会社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下の措置を講じ、金庫全体でのマネロン・テロ資金供与対策の態勢整備に取り組んで参ります。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫のリスク管理の最終意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の担当役員、および統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携の下、組織全体で横断的に対応します。またグループ会社におけるマネロン・テロ資金供与対策をグループ一体で整合的に管理し、グループ内での対応、情報共有に取組みます。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して役割および責任を明確にし、適切に対応できる態勢を整備します。

2. リスクの低減措置

当金庫は直面しているマネロン・テロ資金供与に係るリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. お客さまへの対応方針

当金庫は、適切な取引時確認を行い、お客さまの属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的にお客さまの情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を整備します。

5. 経済制裁および資産凍結

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置（口座の解約）を適切に実施します。

6. 役職員の研修

当金庫は、全役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深めるよう、継続的な研修を実施いたします。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえてさらなる態勢の整備に努めます。

8. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ・営業店・ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

以 上

取引時確認、継続的な顧客管理についてお願い

当金庫はマネロン等対策の一環として、従来よりも詳しい説明を求めたり、取引目的の確認、資産及び収入の状況等について資料の提出や質問への回答を求めたりする場合があります。また、口座を開設するなどの取引時以外にも、取引内容等に応じて、過去に確認したお客さまの情報（現在の住所や職業など。法人の場合は、事業内容や株主情報など）について、郵送書類や電話等で再度確認を求める場合があります。

こうした確認は、年々複雑化・高度化するマネロン等の手口に対抗できるよう、金融機関が行っているマネロン等対策の一環です。お客さまにおかれましては、マネー・ローンダリングや、テロ資金供与等の防止のために、また、お客さまの預金や資産を守るために必要な取り組みであることにつき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

役員・組織の状況

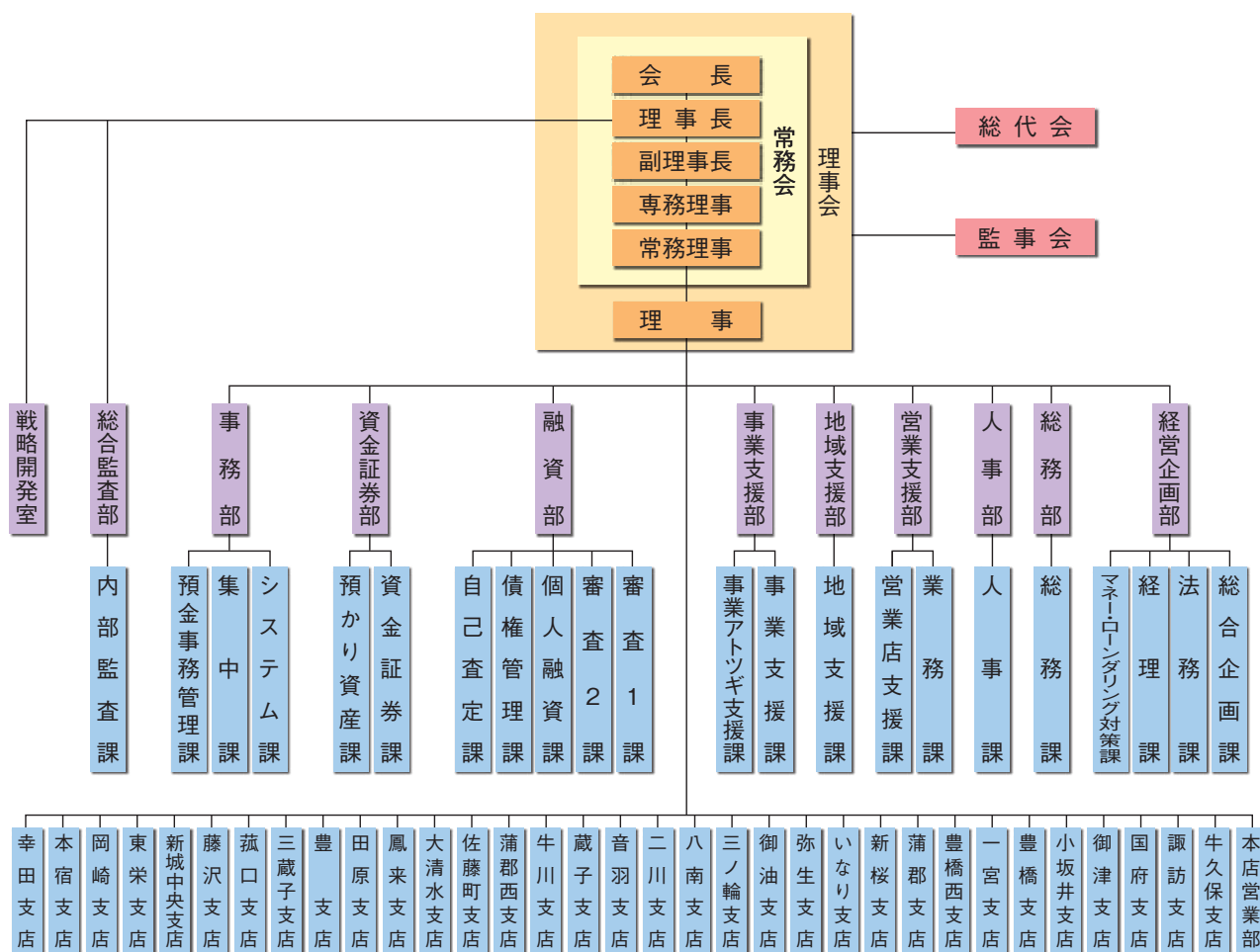
役員 (2025年6月17日現在)

理事長 (代表理事)	真田光彦
専務理事 (代表理事)	疋田哲之
専務理事 (代表理事)	川村明弘
専務理事 (代表理事)	曾田光弘
常務理事	福永高俊
常勤理事	杉山雅也
常勤理事	居村徹也
常勤理事	渡邊孝明
常勤理事	山口正浩
常勤監事	前田斗伸
非常勤理事	柴山昭三 (※1)
非常勤監事	藤原照元
非常勤監事	松下泰三 (※2)

※1 非常勤理事 柴山昭三は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 非常勤監事 松下泰三は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (2025年6月17日現在)



会計監査人 (2025年6月17日現在)

きぼう監査法人

当金庫の沿革

1937年 11月	産業組合法による保証責任豊川町商工信用組合として創業 初代理事長 林総吉	1998年 3月	預金量 4,000 億円達成
1944年 4月	市街地信用組合法による豊川市信用組合に改組	1999年 9月	携帯電話によるモバイルバンキングの取扱開始
1947年 3月	本店を新築移転（豊川市豊川町久通 13 番地 5）	2000年 3月	デビットカードサービスの取扱開始
1950年 4月	中小企業協同組合法による豊川信用組合に改組	10月	東三信用組合と合併
1951年 12月	信用金庫法による豊川信用金庫に改組	2001年 3月	スポーツ振興くじ「toto」の払い戻し事務を開始
1952年 6月	宝飯郡および八名郡に地区拡張	4月	保険窓販業務「長期火災保険等」の取扱開始
1953年 6月	第 2 代理事長に松井文一就任	2002年 10月	岡崎市民信用組合と合併
11月	内国為替取扱業務開始		安城市、知立市、豊田市に営業地区拡張
1955年 4月	豊橋市賀茂町・前芝町・日色野町に地区拡張		保険業務「生命保険（個人年金保険）」の取扱開始
12月	本店新築移転（豊川市豊川町久通 80 番地）		預金量 5,000 億円達成
1957年 11月	創立 20 周年記念式典挙行		投資信託の窓口販売の取扱開始
1960年 4月	全国信用金庫連合会の代理業務取扱開始	2003年 5月	第 5 代理事長に日比嘉男就任
1961年 11月	豊橋市全域に地区拡張	8月	本店営業部に休日お客さま相談窓口「かわしん休日相談プラザ」を開設
1967年 11月	創立 30 周年記念式典挙行	12月	インターネットバンキングシステムの取扱開始
	預金量 100 億円達成	2004年 10月	豊橋支店を新築移転
1969年 6月	新城市および南設楽郡に地区拡張	2005年 1月	オンラインアウトソーシング（SBOC 共同システム）が稼働
1970年 12月	日本銀行と当座取引開始	2006年 5月	八南支店を新築移転
1971年 11月	事務センター開設	12月	国府支店を新築移転
	日本銀行歳入代理店業務取扱開始	2007年 11月	創立 70 周年記念式典挙行
1972年 6月	額田郡に地区拡張	2010年 12月	預金量 6,000 億円達成
1974年 11月	岡崎市に地区拡張	2011年 2月	経営支援ガイドブック「assist」を発行
1975年 3月	預金量 500 億円達成	2013年 3月	いなり支店に研修センターを併設し、新築移転
1976年 6月	渥美郡および北設楽郡に地区拡張		預貸和 1 兆円を達成
11月	預金総合オンライン稼働	2014年 6月	第 6 代理事長に半田富男就任
1977年 7月	第 3 代理事長に陶山幸七就任	2015年 1月	オンラインシステムをしんきん共同センターへ移行
12月	創立 40 周年記念式典挙行	6月	預金量 7,000 億円達成
	預金量 700 億円達成	2017年 2月	豊橋西支店を新築移転
1978年 1月	本店新築移転（豊川市末広通 3 丁目 34 番地 1）		創立 80 周年記念式典挙行
1980年 3月	預金量 1,000 億円達成	4月	岡崎支店を新築移転
6月	静岡県湖西市および浜名郡新居町に地区拡張	2018年 3月	諏訪支店を新築移転
1981年 4月	外国通貨両替業務取扱開始（本店営業部）		預金量 8,000 億円達成
1983年 6月	国債の窓口販売開始	8月	出資証券を電子化
1986年 1月	第 4 代理事長に鈴木一進就任	2019年 11月	幸田支店を新築移転
1987年 9月	預金量 2,000 億円達成	2021年 4月	第 7 代理事長に真田光彦就任
11月	創立 50 周年記念式典挙行	5月	投信インターネットサービス取扱開始
1990年 3月	預金量 2,500 億円達成	2021年 8月	「豊川信用金庫 SDGs 宣言」を公表
1991年 2月	サンデーバンキング取扱開始	2022年 12月	地域商社みかわ株式会社を設立
9月	豊川市指定代理金融機関業務取扱開始	2023年 2月	牛久保支店を新築移転
1992年 12月	預金量 3,000 億円達成	9月	預金量 9,000 億円達成
1993年 10月	変動金利型定期預金取扱開始	2024年 3月	蔵子支店を新築移転
1994年 8月	豊川しんさん旅行友の会発足		
1995年 4月	豊川市指定金融機関業務の取扱開始		
7月	社債等の募集または管理の受託業務取扱開始		
1996年 6月	幡豆郡幡豆町に地区拡張		
1997年 4月	インターネットにホームページ開設		
10月	ATM祝日稼働		
11月	創立 60 周年記念式典挙行		

主要な業務の内容

①預金業務

- (1) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等
- (2) 譲渡性預金
譲渡可能な預金

②貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越
- (2) 手形の割引
商業手形の割引

③為替業務

- (1) 送金為替
振込および代金取立等
- (2) 外国為替
海外送金等の取次ぎ業務

④有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債・地方債・社債・株式、その他の証券への投資

⑤社債受託業務

私募債発行のお手伝いをさせていただく社債受託業務

⑥付帯業務

- (1) 代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 公共債の引受
- (5) 国債等の窓口販売
- (6) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）
- (7) 投信窓販業務
- (8) スポーツ振興くじの払戻業務
- (9) 個人向け信託商品の媒介業務
- (10) 電子債権記録業に係る業務
- (11) 確定拠出年金の取次ぎ業務
- (12) 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）

預金商品のご案内

預金の種類		内容・特色	お預け入れ金額	期 間
総 合 口 座		一冊の通帳で普通預金と定期預金をセットできます。定期預金をセットしてご利用になりますと定期預金の残高の90%最高200万円までの自動融資が受けられます。	普通預金1円以上	出し入れ自由
			定期預金1,000円以上	1ヵ月～5年
当 座 預 金		商取引代金のお支払に安全便利な預金です。 手形・小切手をご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
普 通 預 金		給与・年金などのお受け取り、公共料金・クレジットの自動支払等にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
決 済 用 普 通 預 金		預金保険制度により全額保護対象の預金で、お利息はつきません。 普通預金と同様の商品内容です。	1円以上	出し入れ自由
貯 蓄 預 金		お預け入れ残高に応じて、7段階の金利を自動的に適用します。(個人専用)	1円以上	出し入れ自由
通 知 預 金		まとまった資金の短期間の運用に便利な預金です。解約2日前までに通知が必要です。	1万円以上	7日以上
納 税 準 備 預 金		納税資金を計画的に準備する預金です。	1円以上	納税時にお引き出し
定期預金	定 期 預 金	市場実勢により金利が決まる安全有利な預金です。	1,000円以上	1ヵ月～5年
	変動金利定期預金	市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変動する預金です。	1,000円以上	1年～3年
	大口定期預金	市場実勢により金利が決まる安全有利な預金で大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月～5年
定 期 積 金		目的に合わせて、毎月一定の金額を積み立て、計画的に資金づくりができます。	1,000円以上	1年～5年

<ご留意事項>

○お客さまが次のいずれかのお取引をなさる場合等には、お客さまのご氏名等の「本人特定事項」に加え、取引を行う目的、ご職業（個人の場合）、事業内容（法人の場合）等を確認をさせていただきます。

(1) 口座の開設、貸金庫、保護預り、保険契約、ご融資、電子記録債権等のお取引開始のとき。

(2) 10万円を超える現金振込（外国送金を含む）、10万円を超える持参人払式小切手（線引がないもの）による現金お受け取りのとき。

(3) 200万円を超える現金・持参人払式小切手（線引がないもの）の入出金等。

(注1) 2016年10月1日に施行された「改正犯罪収益移転防止法」の定めによります。

(注2) 口座開設、貸金庫利用申込、出資加入申込などのお取引を開始される場合には、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を提出していただきます。

○預金保険制度により、当座預金や決済用普通預金（利息のつかない預金）は全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、1,000万円までとその利息等が保護されます。

2025年3月31日現在

融資商品のご案内

事業資金としての運転資金や設備資金、個人のみなさまには住宅購入やリフォーム、お子さまの教育、車の購入など、お客さまの暮らしの夢を実現するため、さまざまなローンをご用意しています。

そのほか、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの公的資金の代理業務も取り扱っています。

融資商品名		内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
個人ローンの融資	しんさん保証住宅ローン	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	2億円以内	1年以上 50年以内
	全国保証住宅ローン	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	2億円以内	2年以上 35年以内
	しんさん無担保住宅ローン	新築購入・住宅融資借換資金・リフォーム資金他	2,000万円以内	3ヵ月以上 20年以内
	リフォームローン「憩」	住宅の増改築・車庫・門扉・インテリア・造園等リフォームローン借換資金 インターネットからの申込も可能。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内
	空き家対策応援ローン	空き家の解体や駐車場の造成、賃貸目的の改築・改装費用他	500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
	カーライフローン「楽」	自家用車購入・免許取得・車庫設置・車検・修理・保険等にかかる費用 インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	1,000万円以内	3ヶ月以上 15年以内 [Web完結型]は10年以内
	教育ローン「育」	各種学校（幼稚園・保育園を含む）の入学金・受験費用・授業料・書籍代・下宿代等教育に関する資金 インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内
	かわしん学資ローン「育」	入学金・授業料・仕送り等教育に関する資金	500万円 ただし、大学・大学院生以外は300万円	11年6ヵ月以内 ただし、証貸は5年以内
	福祉ローン「安」	介護機器の購入資金・老人ホームの入居一時金	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	しんさんローン「豊」	健康で文化的な生活を営むための資金（事業性資金・株式取得・転貸等は不可）インターネットからの申込も可能。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
	職域サポートローン	職域サポート制度を導入した事業所で働く経営者・従業員（パート・アルバイト等を含む）のための自動車・教育・住宅リフォーム資金（事業性資金・株式取得・転貸等は不可）インターネットからの申込も可能。	1,000万円以内	3ヶ月以上 15年以内
	かわしんフリーローン・モア	自由（事業資金のご融資も可能） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	1,000万円以内 「web完結型」は300万円以内 事業資金は500万円以内	15年以内 ただし、事業性資金およびWeb申込は10年以内
	じゅうローン	自由（事業資金のご融資も可能） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	1,000万円以内 「web完結型」は500万円以内	6ヵ月以上 15年以内 ただし、事業性資金およびWeb申込は10年以内
	YU-YU ポケットカードローン	自由（事業性資金および旧債務返済資金は除く） インターネットからの申込も可能。	300万円以内	3年更新
	しんさん教育カードローン	入学金、授業料、就学にかかる費用 インターネットからの申込も可能。	500万円以内	最長15年以内 (医学・薬学部 最長17年以内)
	かわしんカードローン きゅるる	自由（事業性資金は除く） インターネットで申込みから契約まで来店不要「web完結型」の取扱い可能。	900万円以内	5年更新
	かわしんカードローン ベストパートナー	自由（事業性資金は除く） インターネットからの申込も可能。	10～100万円 (10万円単位)	3年更新
事業性資金の融資	しんさん住宅サポートローン	しんさん保証付住宅ローンの新規契約者を対象として、住宅購入のタイミングで発生する家具家電やインテリア、引越費用、仮住まい費用資金他	500万円以内	3ヵ月以上 50年以内かつ 当該住宅ローンの保証期間内
	しんさん住宅サポートローン ワイド	当金庫の有担保住宅ローンの既往契約者を対象として、住宅購入後のライフイベントにおける様々な資金	500万円以内	3ヵ月以上 20年以内かつ 当該住宅ローンの保証期間内
	割引手形・手形貸付・証書貸付 当座貸越	事業経営等に必要「運転資金」「設備資金」についてのご融資です。 極度額の範囲内で、必要な時・必要な事業性資金にご利用ください。		

<ご留意事項>

商品には変動金利商品のようにお客さまの予測に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証付融資には、融資の利息のほかに保証料が必要な場合もございますので、お申し込みの際にはサービスの内容を職員にお尋ねいただき、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

ローンのお申込みについては、当金庫所定の審査があり、その結果、ご希望にそえない場合もございます。

2025年3月31日現在

主要な手数料一覧表

※下記手数料には、消費税が含まれています。

為替手数料 (単位：円)

				他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて	
振込手数料	窓口 利用	電信扱い	3万円 以上	880	550	440	
			3万円 未満	660	330	220	
		文書扱い	3万円 以上	880			
			3万円 未満	660			
	ATM 利用	電信 扱い	現金・ 他金庫 CDカード	3万円 以上	660	330	220
				3万円 未満	440	110	110
		当金庫 CDカード	3万円 以上	550	無料	無料	
			3万円 未満	330			
	インターネット バンキング	電信扱い	3万円 以上	440	無料	無料	
			3万円 未満	330			
	FB サービス	電信扱い	3万円 以上	440	330	無料	
			3万円 未満	330	110		
	代金 取立 手数料	当金庫本支店・同一店扱い (入金扱い除く)				220	220
		他所扱い			880		
郵送扱い			1,100				
その 他の 手 数 料	振込・送金組戻料 取立手形組戻料 取立手形不渡返却料 取立手形店頭呈示料 ※1,100円を超える実費が必要な場合は、 その実費をいただきます。			1,100	660	660	
地方税 取次手数料		取次振込書 1枚につき	3万円 以上	880			
			3万円 未満	660			

- ATM・当金庫カード扱いの「当金庫同一店」とは、カード発行店ならびにATM利用店とお振込店が同一の場合をいいます。
- 提携金融機関のキャッシュカードで振込の場合、取扱時間により振込手数料とお引き出し手数料がかかります。
(平日8時～8時45分および18時以降、土曜日8時～8時45分および14時以降、日曜・祝日8時～21時)
- 現金扱いで振込の場合、平日8時～8時45分および18時以降、振込手数料と時間外手数料110円がかかります。(現金扱いは平日のみ取扱)
- 平日15時以降および土曜・日曜・祝日は振込先金融機関により予約扱いとなる場合があります。
- 目の不自由なお客さまは、窓口にて「当金庫キャッシュカード扱い」の手数料と同額にさせていただきます。

両替手数料 (取扱1件あたり) (単位：円)

ご希望金額の合計枚数	窓口手数料
1枚～50枚	無 料
51枚～500枚	550
501枚～1,000枚	1,100
1,001枚～1,500枚	1,650
1,501枚以上は500枚ごとに	550

注)「持参した現金をより高額の金種にまとめる両替」の場合は、持参した現金枚数を上記「ご希望金額の合計枚数」とみなして有料の扱いとさせていただきます。また、実質的に両替とみなされる支払い(給与支払い等も対象となります)の場合も有料とさせていただきます。

総合振込手数料 (単位：円)

			他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
法人インターネット バンキング	電信扱い	3万円 以上	440	無料	無料
		3万円 未満	330		
FB サービス	電信扱い	3万円 以上	440	330	無料
		3万円 未満	330	110	
USB等 電子媒体利用	電信扱い	3万円 以上	770	440	無料
		3万円 未満	550	220	

- 総合振込・書類(振込依頼書)による利用の場合は窓口手数料扱いとなります。
- 法人インターネットバンキング・FBサービスには別途基本手数料が必要となります。

給与振込手数料 (単位：円)

		他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
手給 数振 込料	データ扱い (法人インターネットバンキング、 FBサービス、USB等電子媒体)	165	無料	無料
	依頼書扱い	330	無料	無料

一括振込取扱手数料 (単位：円)

振込依頼書(登録式)によるもの	処理依頼1回につき	5,500
OCR連記式によるもの	処理依頼1回につき	5,500
USB等電子媒体によるもの	処理依頼1回につき 〔電子媒体等依頼合計票 ごと〕	4,400

定額為替自動振込手数料 (単位：円)

			他金融機関 あて	当金庫 本支店あて	当金庫 同一店あて
口座振替 手数料含む	電信扱い	3万円 以上	825	495	165
		3万円 未満	605	275	165

インターネットバンキング・ ファームバンキング基本手数料 (単位：円)

法人インターネット バンキング	オンライン取引のみ	月額	1,100
	データ伝送含む	月額	2,200
個人インターネット バンキング	基本手数料		無 料
	ハードトークン利用料	月額	110
FB基本手数料	VALUX以外 (オンライン取引のみ)	月額	1,100
	VALUX以外 (データ伝送含む)	月額	3,300
	VALUX(オンライン)	月額	1,100
アンサー(入出金)照会サービス			無 料

未利用口座管理手数料 (単位：円)

未利用口座管理手数料	ご案内ごと	1,320
------------	-------	-------

摘要入力手数料 (単位：円)

摘要入力手数料	1件ごと	110
---------	------	-----

※下記手数料には、消費税が含まれています。

発行手数料 (単位: 円)

自己宛小切手	1 通あたり	550
自動発行	1 通あたり	550
残高証明書	1 通あたり	1,100
金庫所定様式以外	1 通あたり	1,100
監査法人指定書式	1 通あたり	3,300
英文表示	1 通あたり	1,100
入金専用カード	1 枚あたり	1,100

小切手帳・手形帳交付手数料 (単位: 円)

小切手帳	署名判入り	1 冊あたり (50 枚)	880
	署名判なし	1 冊あたり (50 枚)	660
手形帳	署名判入り	1 冊あたり (50 枚)	1,100
	署名判なし	1 冊あたり (50 枚)	880
署名判印刷サービス	初回登録時		5,500
	変更登録時		5,500

キャッシュカードサービスご利用手数料 (単位: 円)

平日	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 8:45	無料	110	110 または 220
8:45 ~ 18:00		無料	110
18:00 以降		110	110 または 220

土曜日・祝日 (祝日を除く)	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 8:45	無料	110	110 または 220
8:45 ~ 14:00		無料	110
14:00 以降		110	110 または 220

日曜日・祝日・1/1 ~ 1/3	当金庫	提携信用金庫	その他提携金融機関
8:00 ~ 21:00	無料	110	110 または 220

- 提携クレジットカード
平日 8 時 ~ 8 時 45 分および 18 時以降、土曜日 14 時以降、日曜日・祝日 9 時 ~ 21 時 110 円 ただし、提携クレジットカード会社により異なります。直接取引会社にお問い合わせください。
- 12 月 31 日は曜日対応となります。

でんさいサービス基本ご利用料金 (単位: 円)

でんさいサービス基本ご利用料金	月額	1,100
-----------------	----	-------

でんさいサービスお取引時の手数料 (単位: 円)

お取引の内容	お取扱区分	他金融機関あて	当金庫あて
発生記録 (債務者請求方式)	代行扱い	880	660
	PC 扱い	440	330
発生記録 (債権者請求方式)	代行扱い	880	660
	PC 扱い	440	330
譲渡記録	代行扱い	660	440
	PC 扱い	330	220
分割 (譲渡) 記録	代行扱い	660	440
	PC 扱い	330	220

- 「代行扱い」とは、当金庫所定の用紙に記入いただき、当金庫にてお取引するものです。
- 「PC 扱い」とは、お客さまがご自身でお取引されるものです。

でんさいサービスその他手数料 (単位: 円)

お取引の内容	お取扱区分	料金
変更記録	代行扱い	660
	PC 扱い	330
	書面	1,100
支払等記録	代行扱い	660
	PC 扱い	330
保証記録	代行扱い	660
	PC 扱い	330
債権情報開示	代行扱い	550
	PC 扱い	330
	特別開示 書面	2,200
	残高証明 定例	1,100
	残高証明 書面	3,300
支払不能情報照会	書面	2,200

再発行手数料 (単位: 円)

ICカード (キャッシュカード・キャッシュ&ローンカード・YU-YUポッケ)	1 枚あたり	1,100
入金専用カード		
通帳・証書	1 冊 (1 通あたり)	1,100

夜間金庫手数料 (単位: 円)

夜間金庫利用手数料	月額	6,600
夜間金庫専用入金帳発行	1 冊あたり (50 枚)	16,500

貸金庫使用料 (単位: 円)

貸金庫使用料	1 個あたり容積により 年間 6,600 ~ 26,400
--------	-------------------------------

口座振替手数料 (単位: 円)

口座振替手数料	請求 1 件につき	110 以上
SSS サービス	請求 1 件につき	165 以上

融資関係手数料 (単位: 円)

	商品区分	手数料区分	手数料
全額繰上返済手数料	消費者ローン (住宅ローンを除く)	ローン借入後 5 年以内	5,500
		ローン借入後 5 年超	無料
		ローン借入後 7 年以内	33,000
		ローン借入後 7 年超	無料
	住宅ローン	固定金利	無料
		変動金利	3,300
	一般証貸	固定金利	全期間一律
		変動金利	全期間一律
	一部繰上返済手数料	消費者ローン (住宅ローンを除く)	ローン借入後 5 年以内
			ローン借入後 5 年超
		住宅ローン	ローン借入後 7 年以内
			ローン借入後 7 年超
条件変更手数料	消費者ローン (住宅ローンを除く)	ローン借入後 5 年以内	5,500
		ローン借入後 5 年超	無料
		ローン借入後 7 年以内	22,000
		ローン借入後 7 年超	5,500
	住宅ローン	固定金利	全期間一律
		変動金利	全期間一律
	一般証貸	固定金利	全期間一律
		変動金利	全期間一律
	不動産担保取扱手数料	担保設定金額 3 千万円以下	33,000
		担保設定金額 3 千万円超 5 千万円未満	44,000
		担保設定金額 5 千万円以上	55,000
融資証明書発行手数料	住宅ローン	住宅ローン一律	22,000
		極度増額・追加担保	22,000
		担保一部解除	5,500
		担保一部解除	5,500
	融資証明書発行手数料	非事業性	1,100
		事業性	11,000
	債務履行情報提供手数料	一律	1,100
	融資証明書発行手数料	非事業性	1,100
		事業性	11,000
	債務履行情報提供手数料	一律	1,100

店舗一覽

(2025 年 3 月末現在)

豊川市 (0533)

01	本店営業部	末広通 3 丁目 34 番地 1	89 - 2300
02	牛久保支店	中条町小松 100 番地	86 - 4155
03	諏訪支店	諏訪 3 丁目 20 番地	86 - 4158
04	国府支店	新栄町 2 丁目 51 番地 4	87 - 2151
05	御津支店	御津町西方長田 2 番地 3	75 - 3141
06	小坂井支店	伊奈町古当 7 番地 1	72 - 3161
09	一宮支店	一宮町幸 211 番地	93 - 2371
12	新桜支店	新桜町通 1 丁目 18 番地 1	84 - 5211
13	いなり支店	旭町 17 番地	86 - 3131
15	御油支店	御油町河田 2 番地 1	88 - 5131
17	八南支店	市田町中社 17 番地 2	84 - 5011
21	音羽支店	赤坂町大日 156 番地 1	88 - 3641
22	蔵子支店	蔵子 6 丁目 18 番地 1	84 - 4123
29	豊支店	東名町 1 丁目 128 番地	89 - 9511
30	三蔵子支店	本野町北浦 93 番地 1	84 - 8881
61	豊川市役所出張所	諏訪 1 丁目 1 番地	89 - 7727
63	伊奈出張所	伊奈町南山新田 554 番地	72 - 2461

豊橋市 (0532)

07	豊橋支店	新吉町 41 番地 3	52 - 0407
10	豊橋西支店	東脇 4 丁目 20 番地 3	31 - 4361
14	弥生支店	弥生町字東豊和 55 番地 1	47 - 0711
16	三ノ輪支店	伝馬町 169 番地	63 - 3511
19	二川支店	大岩町字西郷内 91 番地 5	41 - 5711
23	牛川支店	牛川通 5 丁目 12 番地 4	55 - 8171
25	佐藤町支店	つつじが丘 2 丁目 1 番地 2	64 - 0111
26	大清水支店	大清水町字大清水 5 番地 1	25 - 7131
31	菰口支店	菰口町 6 丁目 56 番地 1	31 - 3151
32	藤沢支店	柱六番町 138 番地 1	37 - 7671

蒲郡市 (0533)

11	蒲郡支店	三谷北通 4 丁目 110 番地	67 - 5111
24	蒲郡西支店	竹谷町江畑 52 番地 4	67 - 8411

新城市 (0536)

27	鳳来支店	長篠字内金 5 番地 2	32 - 2611
34	新城中央支店	字町並 82 番・83 番合併地	22 - 2216

田原市 (0531)

28	田原支店	赤石 1 丁目 38 番地	22 - 9777
----	------	---------------	-----------

岡崎市 (0564)

40	岡崎支店	竜美南 2 丁目 1 番 7	71 - 3911
41	本宿支店	本宿町字西木竹 7 番地 1	48 - 2554

北設楽郡 (0536)

36	東栄支店	東栄町大字本郷字東万場 40 番地	76 - 0151
----	------	-------------------	-----------

額田郡 (0564)

43	幸田支店	幸田町大字芦谷字大西 3 番地 1	62 - 1151
----	------	-------------------	-----------

店舗外自動設備

(2025 年 3 月末現在)

「ATM(キャッシュ) コーナー」

豊川市

イオン豊川開運通店	上宿	フィール豊川店
豊川コロナワールド	総合青山病院	遠鉄ストア豊川店
クロスモール豊川	豊川市民病院	イオンモール豊川店

豊橋市

可 知 記 念 病 院

蒲郡市

サ ン ヨ ネ 蒲 郡 店

新城市

ピ ア ゴ 新 城 店

北設楽郡

豊 根 村 役 場

休日相談窓口

かわしん休日相談プラザ [本店営業部]

(開催日 土曜日・日曜日)〈ただし、12月31日、1月1・2・3日を除く〉

豊川市末広通3丁目34番地1 ローン相談 0120-189-807

年金相談 0120-189-808

営業地区



本	部	豊川市末広通 3 丁目 34 番地 1	0533-89-1151
事	務	豊川市一宮町幸 6 番地	0533-92-2351
国	府	豊川市新栄町 2 丁目 51 番地 1	0533-56-2131
セ	ン		
タ	ー		



● 当金庫の概要（2025 年 3 月 31 日現在）

創	業	1937 年（昭和 12 年）11 月
本	店	豊川市末広通 3 丁目 34 番地 1
預	金	8,581 億円
貸	出 金	4,170 億円
出	資 金	1,380 百万円
会	員 数	36,582 人
店	舗 数	36 店舗（本店 1、支店 33、出張所 2）
役	職 員 数	542 名（役員 13 名、職員 529 名）



かわしん

〒442-8520 豊川市末広通3丁目34番地1

TEL (0533) 89-1151(代)

FAX (0533) 89-2466

<https://www.kawa-shin.co.jp/>

Eメール: toyokawa@kawa-shin.co.jp

TOYOKAWA SHINKIN BANK

2025 豊川しんきんの現況
「資料編」

■貸借対照表	1～4
■損益計算書・剰余金処分計算書	5～6
■預金業務・融資業務	7～8
■経営指標	9～10
■その他の業務	11～13
■かわしんグループの業況	14～19



豊かなくらしのお手伝い
豊川信用金庫

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	2023年度 2024年3月末	2024年度 2025年3月末
現金	5,204	6,054
預け金	246,701	192,756
買入金銭債権	1,331	3,869
金銭の信託	1,986	2,000
有価証券	250,356	262,156
国債	104,024	108,487
地方債	57,570	49,380
社債	45,036	51,910
株式	6,115	6,196
その他の証券	37,609	46,181
貸出金	407,595	417,024
割引手形	546	265
手形貸付	34,017	31,911
証書貸付	363,766	372,179
当座貸越	9,266	12,667
その他の資産	6,820	7,325
未決済為替貸	483	350
信金中金出資金	4,384	4,384
前払費用	31	30
未収収益	654	783
その他の資産	1,266	1,776
有形固定資産	8,006	8,490
建物	2,845	2,673
土地	4,042	4,574
リース資産	778	781
建設仮勘定	—	178
その他の有形固定資産	340	282
無形固定資産	127	179
ソフトウェア	104	156
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	900	953
繰延税金資産	—	72
債務保証見返	384	703
貸倒引当金	△ 1,422	△ 1,550
(うち個別貸倒引当金)	(△ 980)	(△ 1,162)
資産の部合計	927,993	900,036

(単位：百万円)

(負債の部)	2023年度 2024年3月末	2024年度 2025年3月末
預金積金	878,396	858,168
当座預金	21,031	23,462
普通預金	441,424	446,227
貯蓄預金	2,646	2,553
通知預金	1,292	1,041
定期預金	382,472	355,697
定期積金	25,279	21,924
その他の預金	4,249	7,262
借入金	4,012	2,508
その他の負債	2,329	4,491
未決済為替借	653	415
未払費用	308	490
給付補填備金	15	13
未払法人税等	86	22
前受収益	70	84
払戻未済金	31	30
払戻未済持分	8	10
リース債務	837	853
資産除去債務	45	46
その他の負債	272	2,523
賞与引当金	145	152
役員退職慰労引当金	125	143
偶発損失引当金	244	275
睡眠預金払戻損失引当金	6	—
繰延税金負債	718	—
再評価に係る繰延税金負債	250	244
債務保証	384	703
負債の部合計	886,615	866,687
(純資産の部)		
出資金	1,411	1,380
普通出資金	1,411	1,380
利益剰余金	37,602	39,198
利益準備金	1,442	1,411
その他利益剰余金	36,159	37,786
特別積立金	34,126	35,626
当期末処分剰余金	2,033	2,160
処分未済持分	△ 21	△ 20
会員勘定合計	38,992	40,557
その他有価証券評価差額金	2,056	△ 7,635
土地再評価差額金	329	426
評価・換算差額等合計	2,385	△ 7,208
純資産の部合計	41,378	33,349
負債および純資産の部合計	927,993	900,036

単体貸借対照表の注記

(記載上の注意)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社および関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 10年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」といいます。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」といいます。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」といいます。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部審査課が資産査定を実施し、融資部自己査定課が査定結果を監査しています。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は278百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。
なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △ 21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2024年3月31日現在)
0.5772%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別添積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金101百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じてことで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,550百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しています。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 535百万円
子会社等の株式または出資金の総額 59百万円
子会社等に対する金銭債務総額 1,567百万円
有形固定資産の減価償却累計額 9,206百万円
貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の、貸出金、「その資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,460百万円
危険債権額 9,236百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 612百万円
合計額 11,308百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、265百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 35,414百万円
預け金 5,000百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,835百万円
借入金 2,500百万円
上記のほか、為替決済の担保として、預け金30,000百万円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金は175百万円が含まれています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,025百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の債務保証額は160百万円です。
- 出資1口当たりの純資産額 12,262円38銭(2,719,631円)
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。
(2)金融商品の内容およびそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しています。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業店・融資部で行うとともに定期的にリスク管理委員会を開催し、理事会等で報告・審議を行っています。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、資金運用規程および資金運用基準に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定等で、価格変動リスクの軽減を図っています。

資金証券部で保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものは、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会および理事会等に定期的に報告されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」です。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇といひ、日本円金利1.00%上昇）が生じた場合の経済価値は、14,341百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、通貨ごとに規定された金利ショック幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません（（注2）参照）。

また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	192,756	190,522	△ 2,234
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,500	2,346	△ 153
その他の有価証券（※1）	259,070	259,070	—
(3) 貸出金	417,024		
貸倒引当金（※2）	△ 1,193		
	415,830	413,906	△ 1,923
金融資産計	870,157	865,846	△ 4,311
(1) 預金積金	858,168	857,836	△ 331
(2) 借入金	2,508	2,490	△ 17
金融負債計	860,676	860,326	△ 349

（※1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

なお、一部の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は取引所の価格、公表されている基準価額、または取引金融機関から提示された価格によっています。

目金庫保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29. から31. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

（注2）市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	59
非上場株式（※1）	400
信金中央金庫出資金（※1）	4,384
組合出資金（※2）	127
合 計	4,970

（※1）子会社・子法人等株式、非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

29. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。以下、31.まで同様です。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,000	977	△ 22
	そ の 他	1,500	1,368	△ 131
	小 計	2,500	2,346	△ 153
合 計		2,500	2,346	△ 153

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,032	3,148	1,884
	債 券	8,446	8,432	13
	国 債	1,000	999	0
	地方債	6,667	6,654	13
	社 債	778	777	0
	そ の 他	19,701	16,680	3,021
	小 計	33,180	28,260	4,919
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	705	757	△ 52
	債 券	200,331	210,879	△ 10,547
	国 債	107,487	114,478	△ 6,991
	地方債	42,712	44,289	△ 1,576
	社 債	50,131	52,111	△ 1,979
	そ の 他	24,853	26,807	△ 1,954
	小 計	225,889	238,444	△ 12,554
合 計		259,070	266,705	△ 7,635

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	723	93	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	6,270	784	226
合 計	6,993	877	226

31. 減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等および組合出資金を除く売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）としています。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合としています。

市場価格のない株式等および組合出資金を除く売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当事業年度に減損処理したものではありません。

32. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	—

33. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,049百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,875百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

34. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	30百万円
貸倒引当金	708百万円
その他有価証券評価差額金	2,092百万円
過年度減価償却限度超過額	54百万円
賞与引当金限度超過額	41百万円
その他	282百万円
繰延税金資産小計	3,209百万円
評価性引当額	△ 2,876百万円
繰延税金資産合計	333百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	261百万円
繰延税金負債合計	261百万円
繰延税金資産の純額	72百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合 計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	30	30
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	30	30 （※2）

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（※2）繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により回収可能と判断しています。

2024年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2025年6月17日

豊川信用金庫
理事長 真田光彦

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	2024年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
経常収益	9,962,443	10,482,561
資金運用収益	7,673,904	8,324,292
貸出金利息	4,682,752	4,821,577
預け金利息	566,860	775,420
一口金利息	—	—
有価証券の利息	2,342,063	2,634,109
その他の受入利息	82,228	93,185
役務取引等収益	982,726	1,054,796
受入為替手数料	415,781	428,462
その他の役務収益	566,944	626,334
その他業務収益	42,723	65,933
外国為替売買益	—	—
外国債等債権売却益	—	—
外国債等債権償還益	—	—
その他の業務収益	42,723	65,933
その他経常収益	1,263,089	1,037,538
償却債権取立益	432,062	103,374
株式等売却益	712,450	877,918
金銭の信託運用益	84,078	31,757
その他の経常収益	34,496	24,488
経常費用	7,919,715	8,617,042
資金調達費用	169,365	686,690
預給借金	160,620	676,504
金庫入金	8,744	10,186
金庫入金	—	—
役務取引等費用	809,135	826,105
支払為替手数料	169,306	175,762
その他の役務費用	639,829	650,342
その他業務費用	307,253	160,693
外国為替売買損	—	—
外国債等債権売却損	55,818	156,356
外国債等債権償還損	247,083	1,503
その他の業務費用	4,351	2,834
経費	6,331,054	6,355,124
人物税	3,903,827	3,873,602
物件費	2,193,391	2,207,348
税金	233,835	274,173
その他経常費用	302,907	588,429
貸倒引当金繰入額	26,902	191,939
貸出金償却損	210,978	232,935
株式等売却損	3,364	69,926
株式等償却損	—	—
金銭の信託運用損	13,452	—
その他の信託運用損	151	268
その他の経常費用	48,058	93,359
経常利益	2,042,728	1,865,519
特別利益	—	—
固定資産処分利益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	34,869	131,631
固定資産処分損失	30,431	0
減損の特別損失	4,437	131,631
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	2,007,859	1,733,887
法人税・住民税および事業税	375,764	6,527
法人税等調整額	101,443	△ 20,714
法人税等合計	477,207	△ 14,187
当期純利益	1,530,651	1,748,075
繰越金（当期首残高）	503,023	509,410
土地再評価差額金取崩額	—	△ 96,715
当期末処分剰余金	2,033,675	2,160,770

(記載上の注意)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 子会社等との取引による収益総額
子会社等との取引による費用総額
- 1,800千円
76,817千円
3. 出資1口当たり当期純利益
634円1銭
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失 (千円)
事業用資産	豊川市	営業店舗 1か所	有形固定資産	37,118
	豊橋市	営業店舗 1か所	有形固定資産	94,512
合 計				131,631

稼動資産については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（ただし、出張所は母店と一つのグループینگ）単位で、遊休資産については各資産を、グループینگの最小単位としています。本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

営業店利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額131,631千円を「減損損失」として特別損失に計上しています。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額により測定しております。有形固定資産のうち土地については正味売却価格を不動産鑑定評価に基づき算定しています。建物及び建物附属設備については、他への転用や売却が困難であることから正味売却価額を零円としております。

5. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,054,796千円です。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりです。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いています。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

剰余金処分計算書〈単体〉

(単位：千円)

科 目	2023年度 2023年 4 月 1 日～ 2024年 3 月31日	2024年度 2024年 4 月 1 日～ 2025年 3 月31日
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,033,675	2,160,770
利 益 準 備 金 取 崩 額	31,347	30,527
合 計	2,065,022	2,191,297
剰 余 金 処 分 額	1,555,612	1,654,392
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4%) 55,612	(年 4%) 54,392
特 別 積 立 金	1,500,000	1,600,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	509,410	536,905

■会計監査人による外部監査を受けています

2024年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、きぼう監査法人の監査を受けています。

■報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および使用人兼務役員の使用人としての職務執行の対価として支払う「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	213

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」184百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」24百万円となっています。

なお、賞与は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

預金業務・融資業務

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分		2023年度	2024年度
流 動 性 預 金		452,459	468,723
定 期 性 預 金		431,471	408,512
	う ち 固 定 金 利 定 期 預 金	405,711	384,988
	う ち 変 動 金 利 定 期 預 金	18	17
そ の 他		3,150	3,450
預 金 積 金 合 計		887,080	880,685
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		887,080	880,685

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分		2024年3月末	2025年3月末
定 期 預 金		382,472	355,697
	固 定 金 利 定 期 預 金	382,455	355,681
	変 動 金 利 定 期 預 金	17	16

■預金者別預金残高

(単位：百万円)

区 分		2024年3月末		2025年3月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
個 人 預 金		649,814	74.0%	652,780	76.1
法 人 預 金	一 般 法 人	161,349	18.3	122,752	14.2
	金 融 機 関	234	0.1	76	0.1
	公 金	66,999	7.6	82,560	9.6
	計	228,582	26.0	205,388	23.9
合 計		878,396	100.0	858,168	100.0

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分		2023年度	2024年度
割 引 手 形		558	433
手 形 貸 付		32,604	31,640
証 書 貸 付		363,400	366,534
当 座 貸 越		7,968	8,996
合 計		404,532	407,604

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末			2025年3月末		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	482	32,561	8.0%	464	34,706	8.3%
農業、林業	53	1,538	0.4	52	1,283	0.3
漁業	10	501	0.1	8	516	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	4	376	0.1	4	312	0.1
建設業	822	30,419	7.5	857	32,159	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	61	3,236	0.8	63	2,510	0.6
情報通信業	13	163	0.0	18	259	0.1
運輸業、郵便業	99	5,011	1.2	99	5,128	1.2
卸売業、小売業	505	23,420	5.8	522	23,816	5.7
金融業、保険業	29	27,173	6.7	29	33,231	8.0
不動産業	802	67,108	16.5	830	72,939	17.5
物品賃貸業	6	490	0.1	7	703	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	69	1,580	0.4	70	1,475	0.4
宿泊業	16	918	0.2	16	791	0.2
飲食業	264	6,641	1.6	275	6,402	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	195	6,711	1.6	209	8,250	2.0
教育、学習支援業	19	671	0.2	17	627	0.2
医療、福祉	171	23,091	5.7	176	22,159	5.3
その他サービス	377	16,125	4.0	381	16,144	3.9
国・地方公共団体等	9	54,569	13.4	10	49,840	12.0
個人（住宅・消費・納税資金等）	14,596	105,283	25.8	14,398	103,766	24.9
合 計	18,602	407,595	100.0	18,505	417,024	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

預金業務・融資業務

■職員1人当たりの預金残高・貸出金残高

(単位：人・百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
職 員 数	537	529
1 人 当 た り 預 金 残 高	1,599	1,622
1 人 当 た り 貸 出 金 残 高	742	788

■1店舗当たりの預金残高・貸出金残高

(単位：店・百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
店 舗 数	36	36
1 店 舗 当 た り 預 金 残 高	24,399	23,838
1 店 舗 当 た り 貸 出 金 残 高	11,322	11,584

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
財 形 貯 蓄	—	—

■貸出金固定金利・変動金利残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
固 定 金 利	190,843	193,413
変 動 金 利	216,752	223,611
合 計	407,595	417,024

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末		2025年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
設 備 資 金	204,169	50.1%	206,614	49.5%
運 転 資 金	203,426	49.9	210,410	50.5
合 計	407,595	100.0	417,024	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
消 費 者 ロ ー ン	104,169	102,635
う ち 住 宅 ロ ー ン	91,278	89,152

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	3,205	3,120
有 価 証 券	3	3
不 動 産	77,009	80,188
そ の 他	81	233
小 計	80,299	83,545
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	83,873	83,829
保 証	110,107	115,620
信 用	133,316	134,029
合 計	407,595	417,024

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
当 金 庫 預 金 積 金	3	2
有 価 証 券	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	88	113
合 計	291	587
合 計	384	703

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
信 金 中 央 金 庫	117	115
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	788	752
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	800	654
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	164	148
そ の 他 の 公 庫 ・ 事 業 団	61	56
合 計	1,932	1,726

経営指標

■預貸率（貸出金÷預金）

(単位：％)

区 分				2023年度	2024年度
期	末	現	在	46.40	48.59
期	中	平	均	45.60	46.28

■預証率（有価証券÷預金）

(単位：％)

区 分				2023年度	2024年度
期	末	現	在	28.50	30.54
期	中	平	均	26.78	29.83

■業務粗利益

(単位：百万円)

区 分							2023年度	2024年度
資 金	運 用 収 支						7,504	7,639
	資 金 運 用 収 益						7,673	8,324
	資 金 調 達 費 用						169	686
役 務	取 引 等 収 支						173	228
	役 務 取 引 等 収 益						982	1,054
	役 務 取 引 等 費 用						809	826
そ の 他	の 業 務 収 支						△ 264	△ 94
	そ の 他 業 務 収 益						42	65
	そ の 他 業 務 費 用						307	160
業 務 粗 利 益							7,413	7,772
業 務 粗 利 益 率							0.80%	0.85%
業 務 純 益							1,017	1,496

- (注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（2023年度0.1百万円、2024年度1.3百万円）を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 業務純益とは、金融機関の基本的な業務に係る利益概念です。
業務純益＝業務粗利益－（経費＋一般貸倒引当金の純繰入額）

■業務純益

(単位：千円)

				2023年度	2024年度
業 務 純 益				1,017,296	1,496,119
実 質 業 務 純 益				1,106,606	1,442,211
コ ア 業 務 純 益				1,409,508	1,600,070
コ ア 業 務 純 益 （投資信託解約損益を除く）				703,576	929,452

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■その他業務利益の内訳

(単位：千円)

区 分				2023年度	2024年度
外 国 為 替 売 買 損 益				—	—
国 債 等 債 券 損 益				△ 302,902	△ 157,859
そ の 他				38,372	63,099
合 計				△ 264,529	△ 94,759

■利益率

(単位：％)

区 分				2023年度	2024年度
総 資 産 経 常 利 益 率				0.21	0.20
総 資 産 当 期 純 利 益 率				0.16	0.18

- (注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}} \times 100$

■総資金利鞘

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
資 金 運 用 利 回	0.83	0.91
資 金 調 達 原 価 率	0.72	0.79
総 資 金 利 鞘	0.10	0.12

■貸倒引当金

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	352	442	—	352	442
	2024年度	442	388	—	442	388
個別貸倒引当金	2023年度	1,234	980	191	1,042	980
	2024年度	980	1,162	64	916	1,162
合 計	2023年度	1,587	1,422	191	1,395	1,422
	2024年度	1,422	1,550	64	1,358	1,550

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
償 却 額	210	232

■経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
人 件 費	3,903	3,873
報酬給与手当	3,236	3,128
その他	667	745
物 件 費	2,193	2,207
事務費	902	908
うち 旅 費 ・ 交 通 費	3	2
うち 通 信 費	62	65
うち 事 務 機 械 賃 借 料	15	20
うち 事 務 委 託 費	634	638
固定資産費	425	413
うち 土 地 建 物 賃 借 料	75	75
うち 保 全 管 理 費	230	228
事業費	154	132
うち 広 告 宣 伝 費	38	36
うち 交 際 費 ・ 寄 贈 費 ・ 諸 会 費	74	65
人事厚生費	48	58
減価償却費	535	563
その他	127	129
税 金	233	274
合 計	6,331	6,355

■受取利息および支払利息

(単位：百万円)

種 類	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	64	63	127	204	445	650
うち 貸 出 金	36	△ 145	△ 108	35	103	139
うち 預 け 金	△ 60	163	102	△ 85	294	208
うち 買入金銭債権	△ 2	0	△ 1	6	3	10
うち 有 価 証 券	90	44	135	247	44	292
支 払 利 息	1	51	52	△ 1	518	517
うち 預 金 積 金	1	51	52	△ 1	518	517
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。

その他の業務

■資金運用・調達勘定平均残高等

(単位：百万円)

種 類	2023年度			2024年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	918,877	7,673	0.83%	908,630	8,324	0.91%
うち 貸 出 金	404,532	4,682	1.15	407,604	4,821	1.18
うち 預 け 金	272,459	566	0.20	231,302	775	0.33
うち 有 価 証 券	237,572	2,342	0.98	262,724	2,634	1.00
資 金 調 達 勘 定	891,894	169	0.01	881,581	685	0.07
うち 預 金 積 金	887,080	169	0.01	880,685	686	0.07
うち 借 用 金	6,814	—	—	2,895	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2023年度594百万円、2024年度601百万円）を、資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高（2023年度1,999百万円、2024年度1,999百万円）および利息（2023年度199千円、2024年度1,399千円）を、それぞれ控除して表示しています。

■商品有価証券種類別平均残高 該当するものではありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

2023年度		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
債 券		31,334	25,149	43,152	29,808	65,600	11,585
	国 債	6,017	2,001	25,828	20,530	38,061	11,585
	地 方 債	21,249	14,203	5,705	6,117	10,295	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,067	8,944	11,619	3,160	17,244	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	500
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		31,334	25,149	43,152	29,808	65,600	12,085

2024年度		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
債 券		20,152	35,683	25,425	58,588	58,649	11,279
	国 債	1,000	22,520	3,883	43,161	26,642	11,279
	地 方 債	13,053	4,543	5,786	4,390	21,607	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,099	8,619	15,755	11,037	10,399	—
外 国 証 券		—	—	—	—	1,000	500
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		20,152	35,683	25,425	58,588	59,649	11,779

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	101,834	42.9%	112,242	42.7%
地 方 債	55,401	23.3	57,640	21.9
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	44,325	18.6	50,316	19.2
株 式	3,780	1.6	3,952	1.5
外 国 証 券	437	0.2	1,417	0.5
そ の 他	31,792	13.4	37,154	14.1
合 計	237,572	100.0	262,724	100.0

■有価証券の評価損益・時価等情報

1. 売買目的有価証券 該当するものではありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	—	—	—	1,000	977	△ 22
	そ の 他	500	479	△ 20	1,500	1,368	△ 131
	小 計	500	479	△ 20	2,500	2,346	△ 153
合 計		500	479	△ 20	2,500	2,346	△ 153

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等および組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しています。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,154	2,756	2,398	5,032	3,148	1,884
	債 券	56,012	55,736	275	8,446	8,432	13
	国 債	10,050	9,983	67	1,000	999	0
	地方債	39,432	39,246	186	6,667	6,654	13
	社 債	6,528	6,506	22	778	777	0
	そ の 他	23,548	18,234	5,314	19,701	16,680	3,021
	小 計	84,715	76,726	7,988	33,180	28,260	4,919
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	502	506	△ 4	705	757	△ 52
	債 券	150,619	154,409	△ 3,789	200,331	210,879	△ 10,547
	国 債	93,974	96,755	△ 2,781	107,487	114,478	△ 6,991
	地方債	18,138	18,395	△ 257	42,712	44,289	△ 1,576
	社 債	38,507	39,257	△ 750	50,131	52,111	△ 1,979
	そ の 他	13,418	14,779	△ 1,361	24,853	26,807	△ 1,954
	小 計	164,540	169,696	△ 5,156	225,889	238,444	△ 12,554
合 計		249,255	246,423	2,832	259,070	266,705	△ 7,635

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、投資信託です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2023年度	2024年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	59	59
非 上 場 株 式	400	400
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	4,384	4,384
組 合 出 資 金	142	127
合 計	4,986	4,970

■金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

金銭の信託	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	1,986	2,000	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 満期保有目的の金銭の信託 該当するものではありません。

3. その他の金銭の信託 該当するものではありません。

■信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

下記1～6のデリバティブ取引に該当する取引はありません。

1. 金利関連取引 2. 通貨関連取引 3. 株式関連取引 4. 債券関連取引 5. 商品関連取引 6. クレジットデリバティブ取引

かわしんグループの業況

連結財務諸表

■当連結会計年度における事業の概況

2024年度は、「かわしん3か年計画 信頼される金融機関を目指して」の初年度に当たり、地域に密着した課題解決型金融を推進し、地域社会の発展に貢献するために必要な経営基盤やそれらの土台となる地域のお客さまとの信頼関係を強固なものとするべく各種施策に取り組みました。

具体的には、事業者の皆さまの資金ニーズにお応えするとともに、販路拡大や事業承継を始めとする様々な経営課題の解決に向け徹底的に支援し、また個人の皆さまの資産形成にも一層注力するなど、地域のお客さまを全面的にサポートしていくことを最優先課題と考え、①お客さま支援力・地域サポート力の深化、②営業力の強化、③業務効率の向上、④人材育成の強化、⑤経営力の強化に重点的に取り組みました。

上記の事業方針に沿って業務運営を行った結果、2024年度は、業容面では、預積金の期末残高は前期末比202億円減少の8,574億円、貸出金は同比94億円増加の4,170億円となりました。収益面では、預積金利息の増加などから経常利益は1,888百万円と前期比141百万円の減益となりましたが、当期純利益は1,757百万円と前期比244百万円の増益となりました。

■連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社および子法人等（2社）会社名 地域商社みかわ株式会社、豊伸リース株式会社
②非連結の子会社および子法人等 該当会社なし

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社および子法人等、関連法人等 該当会社なし
②持分法非適用の非連結の子会社および子法人等、関連法人等 該当会社なし

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 2社

(4) のれんの償却に関する事項

該当会社なし

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	2023年度 2024年3月末	2024年度 2025年3月末
(資産の部)	金 額	金 額
現金および預け金	251,905	198,811
買入金銭債権	1,331	3,869
金銭の信託	1,986	2,000
有価証券	250,361	262,181
貸出金	407,595	417,024
その他資産	8,788	9,235
有形固定資産	8,081	8,563
建物	2,849	2,679
土地	4,107	4,639
建設仮勘定	—	178
その他の有形固定資産	1,123	1,065
無形固定資産	128	180
ソフトウェア	104	156
その他の無形固定資産	23	23
退職給付に係る資産	900	953
繰延税金資産	—	75
債務保証見返	3,022	3,390
貸倒引当金	△1,486	△1,604
資産の部合計	932,615	904,681

区 分	2023年度 2024年3月末	2024年度 2025年3月末
(負債の部)	金 額	金 額
預金積金	877,713	857,455
借入金	4,012	2,508
その他負債	4,547	6,697
賞与引当金	146	152
退職給付に係る負債	2	2
役員退職慰労引当金	128	147
偶発損失引当金	244	275
睡眠預金払戻損失引当金	6	—
繰延税金負債	716	—
再評価に係る繰延税金負債	250	244
債務保証	3,022	3,390
負債の部合計	890,790	870,873
(純資産の部)		
出資金	1,411	1,380
利益剰余金	37,766	39,370
処分未済持分	△21	△21
会員勘定合計	39,155	40,730
その他有価証券評価差額金	2,087	△7,602
土地再評価差額金	329	426
評価・換算差額等合計	2,416	△7,175
非支配株主持分	251	253
純資産の部合計	41,824	33,807
負債および純資産の部合計	932,615	904,681

連結貸借対照表の注記

(記載上の注意)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式および持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、当金庫利用のソフトウェアについては、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」といいます。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」といいます。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」といいます。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は278百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付債務の査定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。
なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

「退職給付に係る資産」および「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しています。
なお、連結される子会社等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
当金庫ならびに連結される子会社および子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
②制度全体に占める当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の掛金拠出割合(2024年3月現在)	0.5832%

- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫ならびに子会社および子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金101百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,550百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額
- 有形固定資産の減価償却累計額
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部および事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,460百万円
危険債権額	9,236百万円
三年以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	612百万円
合計額	11,308百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三年以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、265百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	35,414百万円
預け金	5,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,835百万円
借入金	2,500百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金30,000百万円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金175百万円が含まれています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、(興行価格補正・時点修正・近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しています。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

1,025百万円

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の債務保証額は160百万円です。

24. 出資1口当たりの純資産額 12,436円27銭

25. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしています。

- (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資事務取扱規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業店・融資部で行うとともに定期的にリスク管理委員会を開催し、理事会等で報告・審議を行っています。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会等に報告しています。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、資金運用規程および資金運用基準に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定等で、価格変動リスクの軽減を図っています。

資金証券部で保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものは、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会および理事会等に定期的に報告されています。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」です。

当金庫グループでは、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇といい、日本円金利1.00%上昇）が生じた場合の経済価値は、14,349百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、通貨ごとに規定された金利ショック幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めていません（（注2）参照）。また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	192,756	190,522	△ 2,234
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,500	2,346	△ 153
その他の有価証券（※1）	259,154	259,154	—
(3) 貸出金	417,024		
貸倒引当金	△ 1,193		
	415,830	413,906	△ 1,923
金融資産計	870,241	865,930	△ 4,311
(1) 預金積金	857,455	857,123	△ 331
(2) 借入金	2,508	2,490	△ 17
金融負債計	859,963	859,613	△ 349

（※1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

なお、一部の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額、または取引金融機関から提示された価格によっています。

自金庫保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しています。

- (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

金融負債

- (1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

- (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫ならびに連結される子会社および予法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	400
信金中央金庫出資金（＊1）	4,384
組合出資金（＊2）	127
合 計	4,911

(＊1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(＊2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。以下、29. まで同様です。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,000	977	△ 22
	そ の 他	1,500	1,368	△ 131
	小 計	2,500	2,346	△ 153
合 計		2,500	2,346	△ 153

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,116	3,184	1,932
	債 券	8,446	8,432	13
	国 債	1,000	999	0
	地方債	6,667	6,654	13
	社 債	778	777	0
	そ の 他	19,701	16,680	3,021
	小 計	33,264	28,296	4,967
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	705	757	△ 52
	債 券	200,331	210,879	△ 10,547
	国 債	107,487	114,478	△ 6,991
	地方債	42,712	44,289	△ 1,576
	社 債	50,131	52,111	△ 1,979
	そ の 他	24,853	26,807	△ 1,954
	小 計	225,889	238,444	△ 12,554
合 計		259,154	266,741	△ 7,587

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	723	93	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	6,270	784	226
合 計	6,993	877	226

29. 減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等および組合出資金を除く売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合としています。

市場価格のない株式等および組合出資金を除く売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当連結会計年度に減損処理したものはありません。

30. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,000	—

31. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は、27,049百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,875百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

32. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△ 2,382百万円
年金資産（時価）	3,524百万円
未積立退職給付債務	1,141百万円
会計基準変更時差異の未処理額	一百万円
未認識数理計算上の差異	△ 449百万円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	260百万円
連結貸借対照表計上額の純額	951百万円
退職給付に係る資産	953百万円
退職給付に係る負債	△ 2百万円

かわしんグループの業況

■連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日	2024年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日
経常収益	10,348,553	10,813,945
資金運用収益	7,676,382	8,326,591
貸 出 金 利 息	4,682,752	4,821,577
預 け 金 利 息	566,860	775,420
買入手形利息およびコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	2,344,541	2,636,408
その他の受入利息	82,228	93,185
役 務 取 引 等 収 益	982,726	1,054,796
そ の 他 業 務 収 益	413,646	420,364
そ の 他 経 常 収 益	1,275,797	1,012,193
貸倒引当金戻入益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	432,062	103,374
その他の経常収益	843,735	908,818
経常費用	8,318,504	8,925,645
資金調達費用	169,356	686,414
預 金 利 息	160,612	676,227
給付補填備金繰入額	8,744	10,186
借 用 金 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	809,135	826,105
そ の 他 業 務 費 用	640,428	457,313
経 費	6,395,275	6,365,980
そ の 他 経 常 費 用	304,307	589,831
貸倒引当金繰入額	26,902	191,939
その他の経常費用	277,405	397,891
経常利益	2,030,048	1,888,300
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
子 会 社 清 算 益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	34,869	131,631
固定資産処分損	30,431	0
減 損 損 失	4,437	131,631
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	1,995,179	1,756,668
法人税、住民税および事業税	384,373	13,930
法人税等調整額	95,226	△ 21,560
法人税等合計	479,599	△ 7,629
当期純利益	1,515,580	1,764,298
非支配株主に帰属する当期純利益	3,391	7,281
親会社株主に帰属する当期純利益	1,512,188	1,757,016

(記載上の注意)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 637円26銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失 (千円)
事業用資産	豊川市	営業店舗 1か所	有形固定資産	37,118
	豊橋市	営業店舗 1か所	有形固定資産	94,512
合 計				131,631

■連結剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日	2024年度 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日
利益剰余金期首残高	36,310,680	37,766,060
利益剰余金増加高	1,512,188	1,660,301
親会社株主に帰属する当期純利益	1,512,188	1,757,016
土地再評価差額金取崩額	—	△ 96,715
利益剰余金減少高	56,808	55,563
配 当 金	56,808	55,563
利益剰余金期末残高	37,766,060	39,370,798

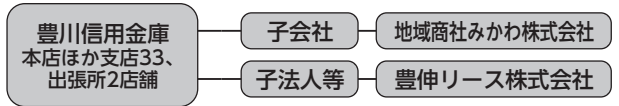
(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

■信用金庫グループの主な事業の内容

かわしんグループは、当金庫、子会社1社、子法人1社の計3社で構成され、預金業務、貸出業務、為替業務等の信用金庫業務を中心に商社事業およびリース業務などの金融サービスの提供を行っています。

■組 織

(2025年3月31日現在)



■子会社、子法人等の概況

会社名	地域商社みかわ株式会社	豊伸リース株式会社
所在地	豊川市末広通3丁目34番地1	豊川市旭町10番地
資本金 (百万円)	50	20
設立 年月日	2022年12月12日	1984年12月6日
主な 事業の内容	商社事業	リース業務
当金庫 議決権比率	100%	45%
子会社等の 議決権比率	—	—
支配 関係	子会社	子法人等

移動資産については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（ただし、出張所は母店と一つのグループینگ）単位で、遊休資産については各資産を、グループینگの最小単位としています。本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

営業店利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額131,631千円を「減損損失」として特別損失に計上しています。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難であることから正味売却価額を零円としております。

4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,054,796千円です。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりです。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	授信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いています。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

■連結経営指標等

(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益	9,230	9,733	9,726	10,348	10,813
連結経常利益	855	1,562	1,711	2,030	1,888
親会社株主に帰属する当期純利益	846	1,223	1,177	1,512	1,757
連結純資産額	39,212	38,700	37,531	41,824	33,807
連結総資産額	958,980	957,719	920,102	932,615	904,681
連結自己資本比率	10.89%	10.68%	10.84%	11.41%	10.63%

■連結信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,599	1,498
危険債権	8,149	9,266
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	350	612
小 計 (A)	10,099	11,378
正常債権 (B)	400,826	409,391
総与信残高 (A) + (B)	410,925	420,769

(注) 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

■事業の業種別セグメント情報

(単位：百万円)

区 分	信用金庫業		リース業		その他の事業		計		消去または全社		連 結	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
I 経常収益												
(1) 外部顧客に対する経常収益	9,962	10,482	364	307	21	23	10,348	10,813	—	—	10,348	10,813
(2) セグメント間の内部経常収益	—	—	42	50	9	27	51	77	△ 51	△ 77	—	—
計	9,962	10,482	406	357	30	50	10,400	10,891	△ 51	△ 77	10,348	10,813
経 常 費 用	7,919	8,617	398	338	51	47	8,369	9,002	△ 51	△ 76	8,318	8,925
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	2,042	1,865	8	19	△ 20	3	2,030	1,889	△ 0	△ 0	2,030	1,888
II 資 産	928,069	900,036	6,047	6,171	20	28	934,138	906,236	△ 1,523	△ 1,554	932,615	904,681

I. 単体自己資本比率を算出する場合における 事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,937	40,503
うち、出資金および資本剰余金の額	1,411	1,380
うち、利益剰余金の額	37,602	39,198
うち、外部流出予定額 (△)	55	54
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21	△ 20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	442	388
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	442	388
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	39,379	40,891
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	92	130
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	92	130
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	653	692
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	746	823
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	38,632	40,068
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	320,991	359,607
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,440	13,659
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	335,431	373,266
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	11.51%	10.73%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準金庫です。

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。この収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものです。

(単位：百万円)

		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額		320,991	12,839	359,607	14,384
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		309,312	12,372	341,949	13,677
ソブリン向け		—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		42,756	1,710	43,344	1,733
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				60	2
カバード・ボンド向け				—	—
法人等向け		99,651	3,986	99,342	3,973
中小企業等向け及び個人向け		54,683	2,187		
中堅中小企業等向け及び個人向け				32,634	1,305
トランザクター向け				693	27
抵当権付住宅ローン		10,722	428		
不動産取得等事業向け		61,648	2,465		
不動産関連向け				117,653	4,706
自己居住用不動産等向け				38,375	1,535
賃貸用不動産向け				77,205	3,088
事業用不動産関連向け				2,073	82
その他不動産関連向け				—	—
ADC向け				—	—
劣後債権及びその他資本性証券等				—	—
三月以上延滞等		166	6		
延滞等向け				5,917	236
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				807	32
取立未済手形		231	9	233	9
信用保証協会等による保証付		4,072	162	1,897	75
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
出資等		20,439	817		
出資等のエクスポージャー		20,439	817		
重要な出資のエクスポージャー		—	—		
株式等				24,202	968
上記以外		14,939	597	15,915	636
重要な出資のエクスポージャー				—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー		—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		5,203	208	4,957	198
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー		—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー				683	27
上記以外のエクスポージャー		9,736	389	10,275	411
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—		
	短期STC要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
再証券化		—	—	—	—

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	11,679	467	17,657	706
ルック・スルー方式	11,679	467	17,657	706
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	14,440	577	13,659	546
BI			9,106	
BIC			1,092	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	335,431	13,417	373,266	14,930

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中
央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャ
ーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

●リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識して、与信業務の基本的な理念を定めた「クレジットポリシー」と諸手続き等を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、信用格付制度を導入して、信用リスクの計量化を図っています。

上記、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会等に報告する体制を整備しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」および「資産査定等に関わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

カントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険（NEXI）の「国カテゴリー表」のランクを使用しています。

※2023年度まではカントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険（NEXI）の「国カテゴリー表」のランクを使用していますが、2024年度からはカントリー・リスク・スコアを使用していません。）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

法人等向けエクスポージャー

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー

カントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険（NEXI））

金融機関・第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー

カントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険（NEXI））

※2023年度までは、外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャーおよび金融機関・第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーに対してカントリー・リスク・スコア（株式会社日本貿易保険（NEXI））を使用していますが、2024年度からは、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

ア. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
				貸出金、コミットメ ントおよびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国	内	—	—	—	—	213,868	224,676	—	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—
地 域 別 合 計		—	—	—	—	213,868	225,676	—	—	—	—
製 造 業		40,306	113,070	35,076	35,501	5,230	77,568	—	—	60	2,640
農 業 、 林 業		1,940	1,516	1,940	1,516	—	—	—	—	—	3
漁 業		841	532	841	532	—	—	—	—	—	49
鉱業、採石業、砂利採取業		376	314	376	314	—	—	—	—	—	—
建 設 業		32,496	41,475	32,096	36,967	400	4,508	—	—	63	1,295
電気・ガス・熱供給・水道業		20,377	42,314	3,250	2,744	17,127	39,570	—	—	—	63
情 報 通 信 業		2,467	1,259	180	311	2,286	948	—	—	—	26
運 輸 業 、 郵 便 業		7,084	6,581	5,315	5,376	1,769	1,205	—	—	9	513
卸 売 業 、 小 売 業		25,224	25,992	24,539	24,737	684	1,254	—	—	12	1,629
金 融 業 、 保 険 業		41,572	61,128	27,922	33,526	13,650	27,601	—	—	—	—
不 動 産 業		68,158	75,321	67,312	74,924	846	396	—	—	—	1,690
物 品 賃 貸 業		490	704	490	704	—	—	—	—	7	171
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		1,736	2,077	1,736	2,077	—	—	—	—	—	49
宿 泊 業		1,021	1,447	1,020	819	0	627	—	—	0	262
飲 食 業		6,881	7,344	6,881	7,344	—	—	—	—	0	461
生活関連サービス業、娯楽業		6,855	9,407	6,853	9,406	1	1	—	—	12	318
教育、学 習 支 援 業		731	720	731	720	—	—	—	—	—	48
医 療 、 福 祉		23,424	22,956	23,424	22,956	—	—	—	—	—	306
そ の 他 の サ ー ビ ス		17,263	16,959	17,259	16,955	3	3	—	—	—	639
国・地方公共団体等		226,438	125,017	54,569	53,028	171,868	71,989	—	—	—	—
個 人		122,766	92,692	122,766	92,692	—	—	—	—	40	1,191
そ の 他		278,128	259,296	—	638	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		926,584	908,131	434,587	423,797	213,868	225,676	—	—	209	11,359
1 年 以 下		58,107	44,252	26,859	24,093	31,248	20,158	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		38,109	50,612	13,015	14,254	25,094	36,358	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		61,543	48,549	18,103	22,420	43,439	26,128	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		49,766	80,877	19,287	18,427	30,478	62,450	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		121,537	120,473	54,508	57,974	67,029	62,498	—	—		
10 年 超		279,410	278,031	266,554	264,314	12,856	13,716	—	—		
期間の定めのないもの		318,108	285,335	36,257	33,840	3,722	4,365	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		926,584	908,131	434,587	435,325	213,868	225,676	—	—		

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略していますが、有価証券は外国銀行等の発行する投資有価証券を含んでいるので、「地域別」の区分を行っています。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	352	442	—	352	442
	2024年度	442	388	—	442	388
個別貸倒引当金	2023年度	1,234	980	191	1,042	980
	2024年度	980	1,162	64	916	1,162
合 計	2023年度	1,587	1,422	191	1,395	1,422
	2024年度	1,422	1,550	64	1,358	1,550

(注) 自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ウ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
製 造 業	233	219	219	281	15	18	217	201	219	281	54	69
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	1	4	4	15	—	—	1	4	4	15	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	49	72	72	78	—	—	49	72	72	78	40	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	38	39	39	42	—	—	38	39	39	42	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	341	309	309	273	137	33	204	275	309	273	2	128
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	85	72	72	199	11	—	74	72	72	199	12	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	3	4	4	5	—	—	3	4	4	5	—	—
飲 食 業	10	12	12	1	1	11	8	1	12	1	51	14
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	260	31	31	25	—	—	260	31	31	25	—	0
教 育 、 学 習 支 援 業	6	5	5	5	—	—	6	5	5	5	—	—
医 療 ・ 福 祉	1	20	20	52	—	—	1	20	20	52	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	52	65	65	59	0	—	52	65	65	59	49	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	18	17	17	18	—	—	18	17	17	18	—	1
合 計	1,104	874	874	1,059	167	63	937	811	874	1,059	211	214

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

エ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		2024年度					
現金		6,188	—	6,188	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		151,139	3,001	157,371	3,001	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		100,835	134	100,835	134	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		4,323	—	—	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け		1,907	—	—	—	—	0%
地方三公社向け		1,674	—	1,504	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		206,619	—	206,619	—	43,344	20%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,219	—	22,219	—	5,364	24%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		133,127	6,881	128,088	1,069	99,342	76%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		50,229	20,701	45,867	2,191	32,634	67%
	トランザクター向け	—	15,876	—	1,587	693	43%
不動産関連向け		140,341	—	139,456	—	117,653	84%
	自己居住用不動産等向け	86,981	—	86,604	—	38,375	44%
	賃貸用不動産向け	51,977	—	51,470	—	77,205	149%
	事業用不動産関連向け	1,382	—	1,382	—	2,073	149%
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		4,513	130	4,469	80	5,917	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,114	—	1,112	—	807	72%
取立未済手形		1,165	—	1,165	—	233	19%
信用保証協会等による保証付		38,347	—	38,167	—	1,897	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		24,202	—	24,202	—	24,202	100%
合計						326,034	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

オ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	6,188	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	160,373	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	100,970	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け	1,504	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	190,415	－	14,202	－	－	－	－	－	－	2,001	－	－	－	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	17,017	－	3,200	－	－	－	－	－	－	2,001	－	－	－	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	13,700	－	－	－	－	－	－	－	－	18,750	－	－	－	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	5,500	－	－	－	－	－	－	－	1,502	－	－	－	－	
トランザクター向け	－	－	－	84	－	－	－	－	－	－	－	1,502	－	－	－	－	
不動産関連向け	－	83	－	38,649	1,398	3,268	39	－	59	1,929	－	－	2,162	－	－	3	
自己居住用不動産等向け	－	83	－	38,649	1,398	3,268	39	－	59	1,929	－	－	2,162	－	－	3	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	35	－	－	－	－	－	－	－	－	263	－	－	－	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	54	－	324	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
取立未済手形	－	－	－	1,165	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
信用保証協会等による保証付	19,194	18,973	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計	288,231	19,110	－	249,792	1,398	17,471	39	－	59	1,929	－	1,502	23,178	－	－	－	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）														
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他
	2024年度														
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,188
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	160,373
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,970
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,504
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206,619
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,219
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権 向けを含む）	-	200	-	62,868	-	-	33,639	-	-	-	-	-	-	-	129,158
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	40,789	-	-	-	-	265	-	-	-	-	-	-	-	48,058
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,587
不動産関連向け	36,852	2,156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,852	-	-	139,456
自己居住用不動産等向け	36,852	2,156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86,604
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,470	-	-	51,470
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,382	-	-	1,382
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,194	-	-	-	-	3,056	-	-	4,550
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	732	-	-	-	-	-	-	-	1,112
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,165
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,167
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,202	-	24,202
合計	36,852	43,146	-	62,868	-	-	35,832	-	-	-	-	55,908	24,202	-	861,529

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

カ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	303,684
10%	—	41,067
20%	40,525	215,318
35%	—	23,476
50%	23,751	86
75%	—	70,111
100%	200	187,999
150%	—	63
200%	—	—
250%	—	546
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	906,829	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	572,276	4,466	73.198	576,095
40%～70%	63,316	15,028	10.000	63,469
75%	46,864	4,192	13.521	43,147
80%	—	—	—	—
85%	66,409	2,642	15.715	62,868
90%～100%	36,233	4,468	16.661	35,837
105%～130%	—	—	—	—
150%	56,430	50	10.000	55,908
250%	24,202	—	—	24,202
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	865,734	30,848	21.083	861,529

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、不動産担保や信用保証協会の保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくよう適切な取扱いに努めています。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が取り扱う主要な担保には預金積金、不動産等があり、担保に関する手続きについては、「担保事務取扱規程」等により、適切な取扱いならびに適正な評価、管理を行っています。

一方、当金庫が取り扱う保証には、信用保証協会保証、（一社）しんきん保証基金保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、与信取引の範囲内において預金相殺等をする場合がありますが、「相殺に関する事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,122	3,366	81,461	38,888	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融機関資産担保について簡便手法を用いています。
2. 当金庫は、クレジット・デリバティブの取扱いを行っていません。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引については、運用における金利変動リスク等のリスクヘッジを目的とし、適切なポジション管理と報告体制のもとで取引を行うこととしています。

リスク資本の割当については、統合的リスク管理として、市場部門に一定額のリスク資本を配賦し、金利リスクや価格変動リスク等の各市場関連リスクをリスク資本内で適切に管理しています。

なお、派生商品取引および長期決済期間取引に該当する事項はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫における証券化取引は、オリジネーター（一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者をいいます。）としての取引は行わず、投資家として運用資産の一環として保有することとしています。

証券化取引には、信用リスクおよび市場リスク等が内包されますが、投資・保有を行う際は、資金運用規程等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うものとしています。

なお、当金庫は、現在証券化取引および再証券化取引に該当する事項はありません。

●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概況

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、運用部門は次の事項を事前に確認し、リスク管理統括部門と協議を行ったうえで、最終決定することとしています。

①市場環境、当該証券化エクスポージャーおよびその裏付け資産に係る市場の状況等。

②当該証券化エクスポージャーに関するモニタリング等に必要な各種の情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること。

また、証券化エクスポージャー保有期間中、リスク管理統括部門は保有している証券化エクスポージャーについて、定期的および適時、当該証券化エクスポージャーおよびその裏付け資産に係る情報を関係先（日本証券業協会、証券会社等）から収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行い、対応について協議を行うこととしています。

なお、再証券化取引についても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を行う場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いていません。

●証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付のある証券化エクスポージャーについては外部格付準拠方式（SEC-ERBA）を、無格付の証券化エクスポージャーについては推定格付がある場合は外部格付準拠方式（SEC-ERBA）を、ない場合は標準的手法準拠方式（SEC-SA）を用いて算出します。

再証券化エクスポージャーについては、標準的手法準拠方式を用いて算出します。

●金庫の子法人等（連結子法人等を除く）および関連法人等のうち、証券化取引（証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないことから、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有していません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産および金融負債の発生および消滅の認識、その評価および会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を認識することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格およびこれに準じるものとして合理的に算定された価格（ブローカーまたは情報ベンダー等から入手）による評価を実施しています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしていません。

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

ア. オリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

イ. 投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定出資等または株式等エクスポージャーとしては、上場株式、非上場株式、子会社・子法人株式、上場株式投資信託（株価指数連動型投資信託・上場不動産投資信託）、その他出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場株式投資信託にかかるリスクの認識については、毎日時価評価を行い、VaRによりリスク量を把握するとともに、運用状況や市場環境の変化に応じては適宜理事会等に諮り、投資継続の是非を協議しています。

また、非上場株式、子会社・子法人株式、その他出資金については、当金庫が定める「自己査定基準」等に基づき、適切な資産査定を行っています。リスクの状況については、定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

なお、株式等取引にかかる会計処理については当金庫が定める「有価証券に係る会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正な処理を行っています。

①貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	25,170	25,170	26,702	26,702
非上場株式等	4,993	4,993	4,993	4,993
合 計	30,164	30,164	31,696	31,696

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	312	877
売 却 損	55	214
償 却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	5,248	3,025

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	18,984	25,916
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

●定性的事項

①リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の経済価値や、貸出金や借入金の金利差等から得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。

金利リスクについては、 Δ EVEおよび Δ NII（注）に加え、VaR等の指標により、半期ごとのリスク管理方針において決定されたリスク資本配賦額の中で管理を行い、リスク量の評価は、毎月、理事会等に報告し、必要に応じて対応を協議しています。

(注) 金利ショックによる経済的価値の減少額（ Δ EVE）および期間収益の減少額（ Δ NII）として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものです。

②金利リスクの算定方法の概要

ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびにこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	考慮していません
複数の通貨の集計方法およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、総資産残高に対する保有割合が極めて低い通貨については、計測対象外としています。
スプレッドに関する前提	考慮していません
内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用していません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定方法に変動はありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（金利リスク/自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本の20%を超えていますが、金利環境の急変により金利リスクの拡大が懸念される場合には、機動的に対応することとしています。

イ. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

金利ショックに関する説明	金利リスク管理では、VaRによるリスク限度額管理を行っており、ストレス・テストや金利変動シナリオシミュレーションを毎月実施し、自己資本への影響度を検証しています。
金利リスク計測の前提およびその意味	VaR計測の前提 保有期間：6か月、観測期間：1年、信頼区間：99%

●定量的事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2025年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末
1	上方パラレルシフト	14,341	14,475	1,073	954
2	下方パラレルシフト	0	0	△588	△35
3	スティープ化	12,717	13,398		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,341	14,475	1,073	954
		ホ		ヘ	
		2025年3月末		2024年3月末	
8	自己資本の額	40,068		38,632	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクです。

当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の損失の極小化に努めています。特に、事務リスク管理については、事務規程等を整備し、日頃の事務指導や研修により、事務品質の向上に努めています。システムリスクについては、定期的な点検検査とシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報への厳正な管理および情報セキュリティ体制を整備しています。

また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する体制を整備しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出方法（2024年度）

当金庫は、オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法にて算出しています。

①B I（事業規模指数）の算出方法

B Iについては、自己資本比率告示第305条第1項に従って、金利要素（I L D C）、役務要素（S C）および金融商品要素（F C）の3つを合計して算出しています。

②I L M（内部損失乗数）の算出方法

I L Mについては、自己資本比率告示第306条第1項第3号に従い、B Iの額が1,000億円以下であり、かつ同告示第310条第1号に定める基準を満たさないため、「1」を適応しています。

③オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無単体、連結ともに該当ありません。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無単体、連結ともに該当ありません。

Ⅱ. 連結自己資本比率を算出する場合における 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。

2. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	39,098	40,674
うち、出資金および資本剰余金の額	1,411	1,380
うち、利益剰余金の額	37,766	39,370
うち、外部流出予定額 (△)	56	55
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21	△ 21
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	446	392
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	446	392
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	39,545	41,066
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	93	130
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	93	130
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	653	692
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	747	823
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	38,798	40,243
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	325,551	364,306
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,400	14,155
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	339,951	378,461
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (イ) / (二)	11.41%	10.63%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫グループは国内基準金庫です。

3. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

会 社 名	所要自己資本を下回った額
該当ありません	

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの額の合計額	325,551	13,022	364,306	14,572
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	313,872	12,554	346,648	13,865
ソブリン向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	42,756	1,710	43,344	1,733
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			60	2
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	99,651	3,986	99,342	3,973
中小企業等向け及び個人向け	54,683	2,187		
中堅中小企業等向け及び個人向け			32,634	1,305
トランザクター向け			693	27
抵当権付住宅ローン	10,722	428		
不動産取得等事業向け	61,648	2,465		
不動産関連向け			117,653	4,706
自己居住用不動産等向け			38,375	1,535
賃貸用不動産向け			77,205	3,088
事業用不動産関連向け			2,073	82
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	166	6		
延滞等向け			5,917	236
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			807	32
取立未済手形	231	9	233	9
信用保証協会等による保証付	4,072	162	1,897	75
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	20,439	817		
出資等のエクスポージャー	20,439	817		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			24,202	968
上記以外	19,500	780	20,614	824
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,203	208	4,957	198
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			683	27
上記以外のエクスポージャー	14,296	571	14,973	598
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—		
短期STC要件適用分			—	—
不良債権証券化適用分			—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
再証券化	—	—	—	—

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	11,679	467	17,657	706
ルック・スルー方式	11,679	467	17,657	706
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	14,400	576	14,155	566
BI			9,436	
BIC			1,132	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ ＋ロ）	339,951	13,598	378,461	15,138

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中
央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャ
ーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

ア. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
				貸出金、コミットメ ントおよびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
	国 内	—	—	—	—	213,868	224,676	—	—	—	—
	国 外	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—
	地 域 別 合 計	—	—	—	—	213,868	225,676	—	—	—	—
	製 造 業	40,306	113,070	35,076	35,501	5,230	77,568	—	—	60	2,640
	農 業 、 林 業	1,940	1,516	1,940	1,516	—	—	—	—	—	3
	漁 業	841	532	841	532	—	—	—	—	—	49
	鉱業、採石業、砂利採取業	376	314	376	314	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	32,496	41,475	32,096	36,967	400	4,508	—	—	63	1,295
	電気・ガス・熱供給・水道業	20,377	42,314	3,250	2,744	17,127	39,570	—	—	—	63
	情 報 通 信 業	2,467	1,259	180	311	2,286	948	—	—	—	26
	運 輸 業 、 郵 便 業	7,084	6,581	5,315	5,376	1,769	1,205	—	—	9	513
	卸 売 業 、 小 売 業	25,224	25,992	24,539	24,737	684	1,254	—	—	12	1,629
	金 融 業 、 保 険 業	41,572	61,128	27,922	33,526	13,650	27,601	—	—	—	—
	不 動 産 業	68,158	75,321	67,312	74,924	846	396	—	—	—	1,690
	物 品 賃 貸 業	490	704	490	704	—	—	—	—	7	171
	学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	1,736	2,077	1,736	2,077	—	—	—	—	—	49
	宿 泊 業	1,021	1,447	1,020	819	0	627	—	—	0	262
	飲 食 業	6,881	7,344	6,881	7,344	—	—	—	—	0	461
	生活関連サービス業、娯楽業	6,855	9,407	6,853	9,406	1	1	—	—	12	318
	教育、学 習 支 援 業	731	720	731	720	—	—	—	—	—	48
	医 療 、 福 祉	23,424	22,956	23,424	22,956	—	—	—	—	—	306
	そ の 他 の サ ー ビ ス	17,263	16,959	17,259	16,955	3	3	—	—	—	639
	国・地方公共団体等	226,438	125,017	54,569	53,028	171,868	71,989	—	—	—	—
	個 人	122,766	92,692	122,766	92,692	—	—	—	—	40	1,191
	そ の 他	282,686	263,994	—	638	—	—	—	—	—	—
	業 種 別 合 計	931,142	912,830	434,587	423,797	213,868	225,676	—	—	209	11,359
	1 年 以 下	58,107	44,252	26,859	24,093	31,248	20,158	—	—		
	1 年 超 3 年 以 下	38,109	50,612	13,015	14,254	25,094	36,358	—	—		
	3 年 超 5 年 以 下	61,543	48,549	18,103	22,420	43,439	26,128	—	—		
	5 年 超 7 年 以 下	49,766	80,877	19,287	18,427	30,478	62,450	—	—		
	7 年 超 10 年 以 下	121,537	120,473	54,508	57,974	67,029	62,498	—	—		
	10 年 超	279,410	278,031	266,554	264,314	12,856	13,716	—	—		
	期間の定めのないもの	322,667	290,033	36,257	33,840	3,722	4,365	—	—		
	残 存 期 間 別 合 計	931,142	912,830	434,587	435,325	213,868	225,676	—	—		

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略していますが、有価証券は外国銀行等の発行する投資有価証券を含んでいるので、「地域別」の区分を行っています。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	354	446	—	354	446
	2024年度	446	392	—	446	392
個別貸倒引当金	2023年度	1,269	1,040	191	1,077	1,040
	2024年度	1,040	1,211	64	976	1,211
合 計	2023年度	1,624	1,486	191	1,432	1,486
	2024年度	1,486	1,604	64	1,422	1,604

(注) 自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ウ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
製 造 業	246	228	228	287	15	18	230	209	228	287	54	69
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	1	4	4	15	—	—	1	4	4	15	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	52	78	78	84	—	—	52	78	78	84	40	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	38	47	47	57	—	—	38	47	47	57	—	—
卸 売 業、小 売 業	341	309	309	273	137	33	204	275	309	273	2	128
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	85	72	72	199	11	—	74	72	72	199	12	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	3	4	4	5	—	—	3	4	4	5	—	—
飲 食 業	10	25	25	13	1	11	8	13	25	13	51	14
生活関連サービス業、娯楽業	260	31	31	25	—	—	260	31	31	25	—	0
教 育、学 習 支 援 業	6	5	5	5	—	—	6	5	5	5	—	—
医 療 ・ 福 祉	1	20	20	52	—	—	1	20	20	52	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	57	73	73	70	0	—	57	73	73	70	49	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	33	32	32	18	—	—	33	32	32	18	—	1
合 計	1,139	934	934	1,109	167	63	972	870	934	1,109	211	214

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

エ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		2024年度					
現金		6,188	—	6,188	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		151,139	3,001	157,371	3,001	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		100,835	134	100,835	134	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		4,323	—	—	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け		1,907	—	—	—	—	0%
地方三公社向け		1,674	—	1,504	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		206,619	—	206,619	—	43,344	20%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,219	—	22,219	—	5,364	24%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		133,127	6,881	128,088	1,069	99,342	76%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		50,229	20,701	45,867	2,191	32,634	67%
	トランザクター向け	—	15,876	—	1,587	693	43%
不動産関連向け		140,341	—	139,456	—	117,653	84%
	自己居住用不動産等向け	86,981	—	86,604	—	38,375	44%
	賃貸用不動産向け	51,977	—	51,470	—	77,205	149%
	事業用不動産関連向け	1,382	—	1,382	—	2,073	149%
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		4,513	130	4,469	80	5,917	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,114	—	1,112	—	807	72%
取立未済手形		1,165	—	1,165	—	233	19%
信用保証協会等による保証付		38,347	—	38,167	—	1,897	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		24,202	—	24,202	—	24,202	100%
合計						326,034	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

オ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2024年度																
現金	6,188	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	160,373	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	100,970	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け	1,504	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	190,415	－	14,202	－	－	－	－	－	－	2,001	－	－	－	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	17,017	－	3,200	－	－	－	－	－	－	2,001	－	－	－	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	13,700	－	－	－	－	－	－	－	－	18,750	－	－	－	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	5,500	－	－	－	－	－	－	－	1,502	－	－	－	－	
トランザクター向け	－	－	－	84	－	－	－	－	－	－	－	1,502	－	－	－	－	
不動産関連向け	－	83	－	38,649	1,398	3,268	39	－	59	1,929	－	－	2,162	－	－	3	
自己居住用不動産等向け	－	83	－	38,649	1,398	3,268	39	－	59	1,929	－	－	2,162	－	－	3	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	35	－	－	－	－	－	－	－	－	263	－	－	－	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	54	－	324	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
取立未済手形	－	－	－	1,165	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
信用保証協会等による保証付	19,194	18,973	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計	288,231	19,110	－	249,792	1,398	17,471	39	－	59	1,929	－	1,502	23,178	－	－	－	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）														
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他
	2024年度														
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,188
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	160,373
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,970
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,504
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206,619
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,219
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権 向けを含む）	-	200	-	62,868	-	-	33,639	-	-	-	-	-	-	-	129,158
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	40,789	-	-	-	-	265	-	-	-	-	-	-	-	48,058
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,587
不動産関連向け	36,852	2,156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,852	-	-	139,456
自己居住用不動産等向け	36,852	2,156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86,604
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,470	-	-	51,470
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,382	-	-	1,382
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,194	-	-	-	-	3,056	-	-	4,550
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	-	-	-	-	-	-	732	-	-	-	-	-	-	-	1,112
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,165
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,167
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,202	-	24,202
合計	36,852	43,146	-	62,868	-	-	35,832	-	-	-	-	55,908	24,202	-	861,529

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

カ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	303,684
10%	—	41,067
20%	40,525	215,318
35%	—	23,476
50%	23,751	86
75%	—	70,111
100%	200	189,921
150%	—	63
200%	—	—
250%	—	546
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	908,751	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	572,276	4,466	73.198	576,095
40%～70%	63,316	15,028	10.000	63,469
75%	46,864	4,192	13.521	43,147
80%	—	—	—	—
85%	66,409	2,642	15.715	62,868
90%～100%	36,233	4,468	76.783	35,837
105%～130%	—	—	—	—
150%	56,430	50	10.000	55,908
250%	24,202	—	—	24,202
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	865,734	30,848	29.792	861,529

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,122	3,366	81,461	38,888	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融機関資産担保について簡便手法を用いています。
2. 当金庫は、クレジット・デリバティブの取扱いを行っていません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

ア. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

イ. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	25,233	25,233	26,786	26,786
非上場株式等	4,934	4,934	4,934	4,934
合 計	30,168	30,168	31,721	31,721

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	312	877
売却損	55	214
償却	—	—

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	5,300	3,073

④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	18,984	25,916
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

●定量的事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2025年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末
1	上方パラレルシフト	14,349	14,483	1,071	952
2	下方パラレルシフト	0	0	△587	△35
3	スティープ化	12,717	13,398		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,349	14,483	1,071	952
		ホ		ヘ	
		2025年3月末		2024年3月末	
		40,243		38,798	
8	自己資本の額	40,243		38,798	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しています。

開示項目一覧

I. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1. 金庫の概況および組織に関する次に掲げる事項	
ア. 事業の組織	本編 19
イ. 理事および監事の氏名および役職名	本編 19
ウ. 会計監査人の氏名または名称	本編 19
エ. 事務所の名称および所在地	本編 25,26
2. 金庫の主要な事業の内容	本編 21
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
ア. 直近の事業年度における事業の概況	本編 3
イ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	本編 3
(2) 経常利益または経常損失	本編 3
(3) 当期純利益または当期純損失	本編 3
(4) 出資総額および出資総口数	本編 3
(5) 会員数	本編 3
(6) 純資産額	本編 3
(7) 総資産額	本編 3
(8) 預金積金残高	本編 3
(9) 貸出金残高	本編 3
(10) 有価証券残高	本編 3
(11) 単体自己資本比率	本編 3
(12) 出資に対する配当金	本編 3
(13) 役員数、うち常勤役員数	本編 3
(14) 職員数	本編 3
ウ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	資料編 9
② 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	資料編 9
③ 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	資料編 10,11
④ 受取利息および支払利息の増減	資料編 10
⑤ 総資産経常利益率	資料編 9
⑥ 総資産当期純利益率	資料編 9
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	資料編 7
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	資料編 7
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	資料編 7
② 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	資料編 8
③ 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	資料編 8
④ 使途別の貸出金残高	資料編 8
⑤ 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	資料編 7
⑥ 預貸率の期末値および期中平均値	資料編 9
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別の平均残高	資料編 11
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	資料編 11
③ 有価証券の種類別の平均残高	資料編 11
④ 預証率の期末値および期中平均値	資料編 9
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
ア. リスク管理の体制	本編 17
イ. 法令等遵守の体制	本編 16
ウ. 地域支援活動および中小企業の経営改善の取組状況	本編 9,10
エ. 金融ADR制度への対応	本編 16,17
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
ア. 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	資料編 1～6
イ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	本編 15
(2) 危険債権	本編 15
(3) 三月以上延滞債権	本編 15
(4) 貸出条件緩和債権	本編 15
(5) 正常債権	本編 15
ウ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編 21
エ. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
(1) 有価証券	資料編 12
(2) 金銭の信託	資料編 13
(3) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	資料編 13
オ. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	資料編 10
カ. 貸出金償却の額	資料編 10
キ. 会計監査人の監査を受けている旨	資料編 6
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	資料編 6
※ 財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者名の記載	資料編 4

Ⅱ. 連結（信用金庫法施行規則第133条における規定）

1. 金庫およびその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
ア. 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	資料編 18
イ. 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	資料編 18
（2）主たる営業所または事務所の所在地	資料編 18
（3）資本金または出資金	資料編 18
（4）事業の内容	資料編 18
（5）設立年月日	資料編 18
（6）金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	資料編 18
（7）金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	資料編 18
2. 金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
ア. 直近の事業年度における事業の概況	資料編 14
イ. 直近の5連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	資料編 19
（2）経常利益または経常損失	資料編 19
（3）当期純利益または当期純損失	資料編 19
（4）純資産額	資料編 19
（5）総資産額	資料編 19
（6）連結自己資本比率	資料編 19
3. 金庫およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
ア. 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金処分計算書	資料編 14～18
イ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
（1）破産更生債権およびこれらに準ずる債権	資料編 19
（2）危険債権	資料編 19
（3）三月以上延滞債権	資料編 19
（4）貸出条件緩和債権	資料編 19
（5）正常債権	資料編 19
ウ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編 36
エ. 金庫およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額として算出したもの	資料編 19

Ⅲ. 自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示

I. 単体における事業年度の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する事項	資料編 20
2. 定量的な開示事項	
（1）自己資本の充実度に関する事項	資料編 21, 22
（2）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	資料編 23～29
（3）信用リスク削減手法に関する事項	資料編 30
（4）派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料編 31
（5）証券化エクスポージャーに関する事項	資料編 31, 32
（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	資料編 32
（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料編 33
（8）金利リスクに関する事項	資料編 33, 34
（9）オペレーショナル・リスクに関する事項	資料編 34
II. 連結会計年度の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	資料編 35
2. 定量的な開示事項	
（1）その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	資料編 36
（2）自己資本の充実度に関する事項	資料編 36, 37
（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	資料編 38～43
（4）信用リスク削減手法に関する事項	資料編 44
（5）派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料編 44
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	資料編 44
（7）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	資料編 44, 45
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料編 45
（9）金利リスクに関する事項	資料編 45

Ⅳ. 金庫の総代会制度に関する事項

I. 金庫の総代会制度に関する事項	本編 4～6
II. 金庫の主要な事業に関しての地域貢献・地域支援に関する事項	本編 7～12



かわしん

〒442-8520 豊川市末広通3丁目34番地1

TEL (0533) 89-1151(代)

FAX (0533) 89-2466

<https://www.kawa-shin.co.jp/>

Eメール: toyokawa@kawa-shin.co.jp